

栖原角兵衛の業績に関する覚書

秋 田 俊 一

目 次

- はじめに
 I. 栖原角兵衛の業績について
 II. 明治期における栖原角兵衛
 III. 免許漁業原簿にみられる栖原商店の動向
 IV. 合同漁業株式会社成立以後の栖原の動向
 むすびにかえて

は じ め に

近世における蝦夷地（北海道）の経済活動は、いわゆる場所請負制のもとで有力企業家による諸事業なかんずく漁業の開発にその多くを依存することが多かった。そのひとりとして、栖原家通称栖原角兵衛があげられよう。

栖原家に関する調査報告について、最近のものとしては田中修氏による『日本資本主義と北海道』に、「場所請負制度の解体と三井物産－栖原家の場合を中心として－」のものがあり、その他は多く、戦前・戦時にみられる業界誌ならびにこれまでの町村誌（史）に見えて出される場合が多いものとなっている。このことは、同じ蝦夷地にかかる場所請負業者に関しては、それにふさわしい既存資料の集積があるのに比べ栖原家の場合は、きわめて資料にとぼしいという制約要因がはたらいていることのように思われる。その意味では今後の当家に関する資料蒐集についての仕事は重要性を増すものとなろう。

今回、栖原家の業績についての資料蒐集を手がけるに至った契機には、ひとつは、田中修氏の『日本資本主義と北海道』にみられる栖原家の業績が、明治期における経営上の過渡的状況のもとで大手三井物産に支配される一定の期間を軸として展開されておられるので、これをさらに近世ならびに明治三十年代以降にもすこしくつめてみてはと思われたことと、いまひとつは、共同研究として手がけている「飛驒屋久兵衛文書」の整理のうちに栖原家にかゝわる若干資料の散見されることから、これとのかかわりを深めてみては、との個人的思考から出たものであった。

I. 栖原角兵衛の業績について

最初に、栖原角兵衛の略伝を記しておこう。

栖原角兵衛略伝 北海道庁より下間に付差出したる調書
 一角兵衛祖先は八幡太郎源義家十五代孫 小柴掃部介信弘世々攝津国川辺郡北村郷に食邑せり一子信茂幼稚にして戦乱を避け天文五年紀伊国高野山に隠る後ち世治り同国有田郡吉川村に帰農す其先揖斐郡北村に住せるを以て北村を氏とせり 信茂の孫茂俊元和五年紀伊国有田郡栖原村

に移住す通称角兵衛と云ふ蓋し之を栖原村居住の祖として之を角兵衛初代と為す
 一初代角兵衛茂俊元和末年上総国に渡航し初め館山浜萩等に漁業を試む大に志を立て同国天羽郡萩生村に転し近郡一円に漁場を創開す 今尚遺跡あり其地方に於ては今の漁業は
 栖原の賜ものなりと口碑に傳ふると云ふ
 一第二代角兵衛俊興元禄年間江戸鉄砲洲本湊町に支店を置き炭木材問屋を営業す同十三年江戸深川の水浜を埋め木材置場を設く 今深川区木場町
 支店の地なり
 一第三代角兵衛茂延上総国漁場居住の人民営業漸く大に熟し必ず保続を期すべしを以て功成身退の所以に基き之を其住民に授付し正徳年間同国を去り以来専ら江戸支店の営業を勉む同年間陸奥国南部大畠に支店を設け出産の木材を江戸大坂に輸送し販売す 後天明三年南部支店を廃す
 一第四代角兵衛茂村前代の遺業を襲くのみ更に記すべきことなし
 一第五代角兵衛茂勝明和二年自ら北海に渡航し初めて松前福山小松前町に支店を開き海産と雜商とを営業し郷里の村名栖原を以て家号とし雇人橋本三郎兵衛をして店支配人とする 当時松前藩制規に依り土着入籍する人民に非ざれば漁業を許さるを以て即ち三郎兵衛本姓橋本を改め栖原を冒して仮りに養子相続の名義とす以後支配人交代の際之を慣例とす而して角兵衛は江戸松前紀州等に往来して總て諸店の事務を裁決す
 一第六代角兵衛茂則天明六年松前藩より天塩国天塩郡一円天壳焼尻二島受負命せらるる 後明治七年に至り吉田三郎右衛門へ之を譲付す ○同七年同国留萌郡苦前郡漁場悉皆受負命せらるる ○寛政元年雇人井原忠三郎をして三郎兵衛跡支配人を継かしむ ○同年松前藩土崎崎藏人氏より十勝漁場受負す 同三年之を返付す ○寛政五年雇人栖原彦兵衛をして忠三郎跡支配人を継かしむ
 一第七代角兵衛信義文化二年雇人北村半助をして彦兵衛跡支配人を継かしむ ○同三年石狩国「トクヒラ」「ハッシャフ」「下ユウハリ」「シママップ」「上ツエシカリ」漁業松前藩より受負命せらるる 後同十二年に至り之を返納す ○同六年北蝦夷地樺太州漁業弊店及び伊達林右衛門の両名へ預けとなる ○其後松前藩奥州梁川へ転封により蝦夷地一円旧幕府の御領となる漁場は松前藩時の通り命せらるる ○文化十年雇人北隅茂八をして半助跡支配人を継かしむ ○同十二年根室国漁業弊店及び伊達林右衛門高田屋嘉兵衛亀屋武兵衛の四名へ受負命せらるる 同十四年之を返上す ○文政五年松前藩奥州より封土旧に復せられ受負所は前従の通り命せらるる ○同九年雇人川村六郎兵衛をして茂八跡支配人を継かしむ ○同十年八月厚岸漁場受負命せらるる 後天保三年に至り山田屋文右衛門へ譲付す
 一第八代角兵衛茂信天保六年十月雇人田中庄兵衛をして六郎兵衛跡支配人を継かしむ ○同八年雇人長川仲蔵をして庄兵衛跡支配人を継かしむ ○同十二年十月東蝦夷擇捉振別紗那蘿取四郡漁業弊店及伊達林右衛門の兩人へ受負命せらるる ○天保十四年大坂博労町に支店を設け北海道物産問屋を営む 後安政九年之を廃す ○弘化四年雇人川村六右衛門をして仲蔵跡支配人を継かしむ同時松前藩用達命せられ六右衛門へ七人扶持賜はる ○嘉永五年「ヤムクシナイ」漁場伊達両名へ受負命せらるる 文久二年に至り之を返納す ○同七年漁場幕府御領と為る故に北会所御設置あり伊達栖原兩人へ該会所元締役命せらるる ○松前藩より六右衛門へ一代士席先手組格命せらる
 一第九代角兵衛茂寿安政二年五月松前藩より沖の口収納取扱方命せらるる ○同年十二月東西蝦夷地悉皆幕府御領となる漁場受負は従前の通り命せらるる ○同三年千島州擇捉振別紗那蘿取四郡仙台藩警衛所に成り同藩より用達命せらるる ○同年五月松前藩より積金取扱方命せらる ○同年九月函館奉行所より六右衛門へ年始其外式立の節駁斗目着用不苦平日肩衣着用出勤命せらるる ○同四年閏五月新錢引替所命せらるる ○同五年四月御用金仮御預金取扱命せらる ○同年江戸日本橋区四日市町に支店を開き北海道物産問屋を営む 後明治十五年該地電信局御用地となるに際し之を廃す ○同年函館奉行所より北蝦夷地並擇捉島一円天塩国天塩郡留萌郡漁場受負未年より酉年迄継年

期達せらる

一当代角兵衛寧幹に至り安政六年二月町方別廉御金取扱方命せらる ○同年八月外国銀錢通用取扱方命せらる ○同年十一月運上所附御金並外国銀錢取扱方命せらる ○同七年三月函館大町海岸築出御金取扱方命せらる ○同年六月銅錢引換所命せらる ○万延元年天塩国天塩苦前留萌三郡天壳焼尻二島共庄内藩領地と成り同年同藩より六右衛門へ用達命せられ勤中米十五俵賜はる漁場受負は従前の振合に命せらる ○文久元年二月雇人小林半六をして六右衛門跡支配人を継かしむ ○同年同月松前藩より役所詰日勤命せられ半六へ三人扶持を賜ふ ○同二年産物会所御用金取扱方命せらる ○同三年九月北蝦夷地樺太幕府御直場所となり伊達林右衛門弊店の兩人へ漁業差配委任せられ仕入を以て営業せり ○慶応三年北蝦夷地受負の名称を廃して更に出稼命せらる同年十二月同地幕府へ御引上となる ○同年十一月半六へ子孫七代帶刀を許され白銀十五枚を賜ふ ○同年十二月北蝦夷地「ルウクシナイ」「コモシララヲロ」「エイロフ」より「アイ」迄弊店及伊達林右衛門の兩人へ出稼命せらる ○同年松前藩より半六へ勘定奉行格命せらる尋て辞職す ○明治元年十月賊軍御鎮静總督清水谷殿函館御下向ありて各漁場従前の通に命せらる ○同二年十月雇人田中小右衛門をして半六跡支配人を継かしむ ○同時松前藩改称館藩より用達命せられ小右衛門へ七人扶持賜ふ ○同年十月天塩国天塩苦前二郡焼尻島共水戸藩領地と成り漁場は同藩へ引上と成る ○同三年天塩国留萌郡は山口藩領地と成り同藩より漁場受負の名を廃し出稼命せらる ○同四年開拓使御庁より天塩一円天壳焼尻共漁場持に命せらる 但水戸藩山口 藩より受取 ○同年館藩民政局より廻船問屋株賜る 年来用途向効精殊に戊辰以来多端の折柄不一 方盡力の廉を以て之を下付するの旨達せらる ○同五年開拓使御庁より北海道産物為換取扱方並諸仕入品御用達命せられ東京大坂貸附会所合併取扱方命せらる ○同八月同庁より樺太州御用達命せらる ○同六年同庁より廻船問屋頭取命せらる ○同六月福山開拓使御出張所御用達命せらる ○同七年厚田漁場平田与三右衛門より譲り受 後明治十三年桂吉左衛門へ之を譲付す ○同八年二月樺太州栄浜西白滑漁場開拓使へ御引上となる ○同年八月福山公立学校出納取扱命せらる ○同年大阪支店 南堀江町 五丁目 を設く北海道物産問屋を當む 後同十九年 之を廢す ○同九年一月留萌開拓使御出張所御用達命せらる ○同年二月從来伊達林右衛門と合併の千島四郡家屋漁具悉皆の分譲受自來全く栖原一手に営業す ○同年六月福山御分署為換方命せらる ○同年十二月天塩国押借漁場昆布場共上地命せらる ○同年同月千島国擇捉振別紗那蘂取四郡漁場持免せらる ○同年千島州樺太州御交換に際し樺太漁場放棄す ○同十年二月伊達林右衛門より北見国宗谷枝幸二郡家屋漁具等譲受け宗谷枝幸にて漁場拾余ヶ所押借し営業せり 後明治十八年田中小右衛門へ之を譲付す ○同年六月千島州擇捉振別紗那蘂取四郡宅地耕地海產干場等押借営業す ○同月右地所地価御仮定に依り納租す ○同年天塩州留萌苦前二郡宅地耕地海產干場共丈量等級地価御定に依り十一年六月地価 百分の一 及び地租地方税上納す ○同十二年天塩州増毛郡宅地家屋倉庫海產干場等総て伊達林右衛門より譲受営業す ○同年九月千島州擇捉四郡貸地証と地券と交換御下附あり ○同十二年五月松前福山支店支配人代々土着入籍ノ旧慣ヲ革め同店に属する財産は総て本人角兵衛名義に復し當時支配人栖原小右衛門 本姓 田中 を更に総理代人と為す是ニ至テ百有餘年有名無 実の陋習を全く除去せり ○同年十月千島州擇捉郡丹根萌村「ベルタルベツ」山にて硫黃試掘す 後同十六年之を中止す ○同十三年得撫島に着手し漁場十四箇所創開す ○同十四年初代角兵衛以降北村を以て氏とせし所営業上都合に依り准許を得て家号栖原を以て氏と為す ○同年九月雇人宮井寿兵衛をして小右衛門跡支店総理代人を継かしむ ○同十七年十月天塩国留萌苦前増毛三郡漁場の貸地証と地券と交換御下附あり ○同十八年事故あり栖原小右衛門をして雇を解き本姓田中に復姓せしむ ○二十年四月支店総理代人宮井寿兵衛を解き松前郡福山支店を

廃し在来函館支店 大町三番地 を以て営業の根拠と為し角兵衛之を直轄す 是より先き明治十八年以来
 回指揮する既に三百般大に改良 角兵衛自分東西各漁場を巡回
 を遂け旧弊陋習全く以て洗滌せり ○同年千島国紗那郡紗那村缶詰製造所を願受けたり 同年五月より着業し鱈
 缶詰拾万缶を製し専ら海外輸出販売 の道を開き追年事業拡張を企図せり ○同年六月より天塩国増毛留萌苦前三郡各漁場鯨焚釜竈築
 造を改良し悉皆新竈を用ふ 之に因て木薪を減すること旧竈 将に比すれば三分の二を省けり 又鯨圧搾器を専ら施用試験を為すに
 良結果遠か らざるへし 其他百般勉めて漸次改良に着手せんと欲す

一角兵衛世々微力にして盛大の功業を為し能はずと雖も祖先の遺訓に依り苦辛を先きにし 福利
 を後にし専ら國益民利を拡張することを銘せり故に敢て 艱難を辞せず常に漁場新開するを勉
 めたり即ち天明年度天塩国天塩郡留萌苦前郡等漁場に着業の比は土地蒙昧を極め秦莽を拓き
 荆棘を伐り丘を削り沢を填め道路を通し航海を開き尋て代々之を修補し漸く今日の地勢を為
 せり或は文化年度北蝦夷地受負を為す如きは 寛政以来外寇の余人心恂々皆其業に安んせず特
 に北蝦夷は前年の覆轍を慮り受負を為すものなし独り弊店及伊達の二人協力して終始該地の
 漁業を維持したり 或は天保年度東蝦夷擇捉島四郡漁場の如きも亦然り該地は元高田屋金兵衛
 受負後天保九年藤野喜兵衛外二名へ受負命せられ右三名損失多くして 遂に之を辞す自後絶て
 其人無く自然廃滅せんとするに及び特別の藩命に依り 奮然之を受く實に勇進耐忍にあらざれ
 ば是今日迄維持する能はさるなり 或は千島国得撫島に率先漁場を新開し擇捉島沿海の道路を修
 築し天塩国留萌郡の嶮道開鑿して人馬往復を通し 飲水を遠く山腹より導き住民の便を与へ擇
 提留萌等の土人に資金を貸附し各自独立営業の基を立てしむ 其他貧困を救済し金穀物品を分
 与する 不少加之文久年間松前藩主の寺社奉行に栄転するを賀し慶応年間同藩主閣老に昇進し
 大阪に赴くを以て用途を弁し明治二年兵乱の際福山恢復を賀する等の 際数千金を献す其他米
 穀物品を以て公用を勤むこと不少 且諸藩より受くる所の賞賜等ありと雖も既往無用に属するを以て之を省く 維新後に於ては開拓使船製改良の御布達に基き率先して 之を遵奉し西洋形
 風帆船十余艘を新造し東北至難の海路に通航し 產物運搬の便利を為せり又学校病院に資本を
 出し罹災人を救助し波止場を修築し旧松前藩士族の貧困を憂ひ有志者を募り授産の資金を貸
 附す松前藩の負債金公債となるべきものを献納し賞典を蒙る金額壹万五千円余等あり唯近年
 恩賜の御覚書のみ別記して之を附す

一角兵衛本籍は初代より十代私に至るまで紀伊国有田郡栖原村に居住し家格に於ては 代々差ありと雖も旧紀伊侯より通して士列に准し俸米を辱ふし時服物品等を賜ふこと代々数回なり累
 代旧紀伊侯用達命せられ 同侯仕出の名目を以て幕府へ納材するを例とす江戸鉄砲洲に於て之
 を勤む故に諸国の山林殆ど斧斤を入れざる所なきか 如し凡百有余年伐木に従事すと雖も安政
 年間に至り之を罷め今は 東京支店 深川区 中木場 に於て木材販売するを以て業とす
 要之素より私不才不能にして祖先に降る数等なりと雖も誤て祖業を襲き唯愚衷其遺訓に背か
 んことを畏るゝを以て専ら國益民利拡張することを 翼望する所以なり況んや近年本道に於て
 は特に保護を辱ふし恩渥至らざる所無し豈唯私のみならんや本道 人民誰か感激奮發せざらん
 戝

賞与

一銀盃を受くる 一十七回、 木盃を受くる 二十回、 金員物品を受くる 三回、 賞状を受くる 九回なり

明治二十一年七月
(注1)

(注1) 栖原角兵衛の業績略伝を冒頭に掲げた理由は、略伝添書きにみられるごとく、「北海道庁より下間に付差出したる調書」であることと、栖原家家譜（明治二十七年松永謹識、同二十八年発行）、栖原家家譜（大正七年栖原栄助茂隆謹識）の両者よりもはやく、明治二十一年に出された調書であることによる。初代角兵衛茂俊が最初千葉県下に渡航し定着するまでの経過については必ずしも明らかではない。『角兵衛略伝』では、……「元和末年上総国ニ渡航シ初メ館山濱萩（萩の誤り）等ニ漁業ヲ試ム大ニ志ヲ立テ同国天羽郡萩生村ニ転シ近郡一円漁場ヲ創開ス」とあり、『栖原家家譜』（明治二十七年松永）では、……「元和ノ末親ラ船舶ヲ纏シ房総ノ沿海ヨリ奥州萩濱ニ至リ地ノ漁業ニ可ナルヘキ處ヲ相シ以テ其業ヲ試ム最後上総天羽郡萩（萩の誤り）生村ノ好漁場ト為スニ足ルヘキヲ看破シ家ヲ挙ケテ移リ住シ近郡一円ヲ開拓シ以テ住スヘク以テ漁スヘキ一大良区ヲ創開セリ」とあり、「栖原家家譜」（大正七年栖原栄助茂隆）では、……「船舶ヲ纏シ房総ノ海岸ニ纏ヲ解キ奥州萩濱ニ至リ地ヲ拝シテ投網ノ業ヲ試ミタルハ實ニ元和ノ末年ナリキ……最後ニ上総天羽郡萩（萩の誤り）生村ノ好漁場トナスニ足ルベキヲ察シ拮据經營近海ノ富源ヲ開拓シ……」とある。筆者は過日、館山市を訪れ、館山市立博物館学芸員岡田晃司氏に面接の機会を得て次の資料提供をうけた。ここに厚く感謝の意を表するものである。『富津市史』（昭和57年通史）によれば：「竹岡へ桂網漁をもたらしたのは紀州の人栖原角兵衛（後述）である。彼は元和の末（一六三二）房総に移住し、安房国長狭郡浜萩（萩の誤り）にいて近海の六浦・七浦などで漁業を試みつつ浦浜伝いに安房郡館山地方に移り、更に北進して上総天羽郡萩生村に落ち着き、桂網漁業によって外房・内房沿岸に漁場を拡大して隆盛となった。……（以下略）「栖原角兵衛」初代栖原角兵衛は姓は北村、名は茂俊、通称は角兵衛。…元和五年（1619）茂俊十九歳のとき栖原村に移住し、北村角兵衛と称した（明治十四年姓を栖原に改めたという。しかし、江戸時代を通じて栖原角兵衛と記されている文書が多い）。当時の栖原には有力な漁業家がいて、多大の利益をあげているのを見て、元和年間（一六一五～二三）栖原・湯浅・広の各村から漁民を組んで房総半島に出漁し、遠く奥州の萩（萩の誤り）浜（宮城県石巻市）まで進出したが、萩生村が最好漁場であると確認して、家をあげて移住し、漁場基地とした。……以下略。

また、『館山市史』（昭和四十六年）八六〇頁によれば、「高性寺は浜田部落（館山市内西海岸地帯にあり…筆者）に現在もあり、紀州栖原村は和歌山県有田郡湯浅町にあって、紀伊風土記によれば、地狭なれども福地にして、大抵豪商のみにて尋常の村落と異なり江戸に店を出せる豪商等あり、と記されている。同部落の龍岡貞氏方に保存されている文書によれば、桂網の漁法は紀州人の伝えたものであることがわかり、紀州人がこの館山湾で活躍したことを裏付ける好資料である。

なお、『富津市史』より、「桂網の由来」についてつけ加えておきたい。桂網は東京湾での漁業の主役であったイワシ漁とタイ漁のうち、タイを捕えるための漁法である。紀伊国有田郡の某が考案したと伝えられる。それはぶり縄と称する大縄に木片数百を取りつけ、それを地引網でかこんで漁獲する漁法で、ぶり縄をひくのに四隻、網船二隻、指揮する船一隻、合計最低七隻は必要で、人員も四〇人以上は必要とする比較的大規模な旧式漁法で、金谷・萩生・竹ヶ岡の三か浦の桂網は有名であった。

栖原角兵衛の略伝は以上のものであるが、ここで、とくに北海道・樺太における漁業の濫觴、開発の事績を考えていくうえで、「栖原家が今日まで幾代かの間、代々異色ある人物が輩出しており、其間世上に伝わらざる逸話もまた中々に多く单なる人物伝記としての以外に吾等を教うる処の」ものとして、茶碗谷徳次氏が『北海道樺太の漁業と栖原角兵衛』なる書を出された。氏はこのなかで栖原角兵衛のなにを取りあげ訴えたかったのかを、そのいくつかの点について要約してみる。

○ 国域死守

「当時露人は我が北辺を狙って南進の姿勢をとり、国後に寇し、国域侵犯の危急を告げるに至り、わが方の狼狽は極点に達した。千島列島の斯く危機に瀕している他方北蝦夷（樺太）にも相次いで露寇があり北見国利尻島にまで、露人の略奪事件が勃発し、北辺危しの声が湧き上った」「当時樺太には、七代栖原角兵衛信義が、漁場五十八ヶ所を経営し、漁夫二千余人を使っていたが、露寇の侵害は愈々猛烈で、角兵衛信義は憂國の熱血に燃え、自ら国土防衛の前線

に起ち、数多の使用人に号令して幕府貸付の銃剣をとらしめ、度重なる露寇に抗し、北辺守備の重責に任じ……外敵と鬭いながら食糧資源の確保に邁進」。「千島列島、樺太が相次いで露人の侵害をうけるようになったので、幕府も一方ならず憂慮し、択捉島の危機解消、國土平定の方策として、民間有力事業家の土着企業を意図し、適當なる人材を物色したが巨商、事業家たちは、前年数人の漁業失敗を口実として、幕府の勧めに応ずる者がなかった。そこで幕府は遂に八代栖原角兵衛と伊達林右衛門の両名に択捉漁場經營を命じた、両名は事業に何等の見透しも成算もないで、熟考辞退したが、幕府の嚴命もあり、且は國土防衛の重責を痛感して、択捉全島漁業經營に奮然蹴起した。時に天保十二年の事である」。

○ 金融と航海

「世上栖原角兵衛の名を以て呼ばれているのは、十代角兵衛寧幹である。彼は安政六年父祖の遺業を漁業の進歩改良と、拓地殖民の遠大なる計画を敢然遂行すると共に、安政年間における金融経済の中核的人物として、大いに活躍した。町方別廉御金取扱方、外国銀錢取扱方……文久二年には幕府產物会所御用金取扱方となった。これは日本銀行と普通銀行とを兼営する様なもので、彼寧幹が如何に絶大なる信用を有し当時の財界に重きをなしたかを雄弁に物語っている。明治になってからも、「断然実業界に重きをなし、同五年開拓使より北海道產物為換取扱方並びに仕入品用達を命ぜられ、又東京、大阪貸付会所合併取扱方、樺太用達……等幾多の公務に尽力した」。かれはまた、「樺太開拓の雄図を抱き、交通未開の北海道、樺太間の波濤を蹴って、宗谷、久春古丹の航路に、手船二隻を配し、交通連絡の途を開いた。当時は全く交通の便なく、自然幕府の威令も遠く及ばなかった時代であったので彼の国家公益に対する大英断は多くの官民を心から隨喜せしめたこと云うまでもない。しかも角兵衛寧幹は、「進取の気性に富み、群盲に先んじて、活眼を歐米の科学文化に向け、明治初年早くも西洋型風帆船金剛丸を新造し、又英國より海運丸を購入、次いで同十一年、東雲丸を購い、海雲丸を購い、逐年新型船舶を増加して、十余隻の新造船を以て、海運交通業に多大の貢献をした。彼は斯くの如く文明開化の潮流に棹さして、国外文化の長所を取り入れ、自分のものとして消化し、積極的に新日本文化昂揚のために尽したのである。」

○ 樺太漁業

「松前藩は文化六年伊達林右衛門、栖原角兵衛の二名に請負わせて漁業を經營させたが振わず、遂に伊達は中止し、栖原のみ苦難に堪えて継続、その後二十年間は殆んど発達しなかったが、安政二年頃から、建網漁業が飛躍的に発達し、加えて鰯搾粕を製造する禁制を解除してから、漁場開設が益々増加するようになり、安政三年七月、幕府は蝦夷地より、北蝦夷地を巡撫するため、従来二名の箱館奉行を更に一名増員した程であり、文久三年には十代角兵衛寧幹に、北蝦夷奥地の漁業差配を命じた」。「角兵衛寧幹が、初めて北蝦夷奥地漁業差配を命ぜられた文久年間は、露人の南進政策が露骨化し、頻りに樺太を窺ったので、幕府は東北の雄藩会津、仙台、南部、秋田等各藩に命じ、兵を派して警備せしめた。しかしその守備軍は毎年四月より、九月迄の温暖期のみで、冬期間は栖原使用人が、自営義勇軍を組織し、各自銃剣をとつて守備の重責を果した。」

○ 悲痛外交 血涙悲史

明治八年、千島、樺太交換条約の際、「当局は依然該島で漁業を営めば、露人との紛擾が絶えないだろうと憂慮し、殆んど強制的に漁民に漁場を放棄させ、同年九月、領土引渡しの際本人若くは、代人不在のものは漁業の志望なきものとして処分した。これがため、栖原の如きは七十年間苦心經營した漁場と巨額の財産を放棄して引揚げることとなり、その損害百二十万円に及んだが、政府は僅に一万八千円を補償したのみであった。樺太、久留里交換条約を締結し、漁業従事中の樺太を露国に引渡すことにしたから、同地を引払うようにせよ。但し爾後引

続き出稼するものよし、今後出稼しても保護の途が立たぬから事業は断念せよ、米噸、塩、漁具等は官費を以て積み帰らせる、家屋、倉庫の如きは相当代価で買上げる。このような無情冷酷なお布令が電撃的に開拓使府から、業者の頭上に飛んだ。明治五年、政府は地租改正令を交付し、土地所有権の確定を表示するため、同六年、一般に地券状を交付したが、北海道は同七年に下付し、樺太は遅れて同八年に下付する予定であった処、抜打的に同島を露国へ引渡すことになったのである。若し北海道と同様に同七年中地券状を樺太に交付し、所有権確定を表示していたならば、たとへ樺太を露国に引渡すにしても、民間業者は政府によって必ず賠償の途を明示されたであろう。國力未だ伸張の域に達しなかった當時とはいへ、為政者の無為無策、政治の貧困まことにこれより大なるはない」。「事業を断念して引揚ぐべし——この悲報に接し角兵衛寧幹は驚愕した。樺太は彼の生命である。祖先以来巨額の金と物を費し、或は銃剣をとつて露寇と戦い、或は未開の航路を開き、或は大運河の工を起し、漁場は東西海岸百五十余里にわたり、漁場数五十八ヶ所、使用人員二千余名、百二十余万円を算する土地、家屋、倉庫、漁具、漁船を外敵にさらわれるのである。……栖原家累代が生命を賭けて国域を死守した微忠も、未開の漁田を開拓した功績も徒労に帰する秋が来たのである。角兵衛は余りにも悲痛な現実の転変に天を仰ぎ、血涙断腸の苦しみを苦しんだ。……されど政府の命令は絶対絶命だった。……私事の為に累を国家に及すべきでないと……角兵衛は大悟一番、国に殉ずるの覚悟をきめた」。「彼は網揚を命じ……引揚に際し五十八ヶ所の漁場に設備していた家屋、倉庫、漁具等は運搬不能のため開拓使官吏、広田千秋が立合い評価したが久春内、久春吉丹の西海岸現存建物のみでも、総額四十八万円に達し、その他を通算すれば実に百二十万円に上った。この賠償額は当然露国政府に交渉すべきであると我が政府より沙汰があったので栖原一家でもこれを固く信じていた処、わが外交の弱腰に乗じた、露国政府は不屈千萬にも、漁場は何等必要に非ず、日本政府の要求は拒絶すると剣もほろろの挨拶を為し、もろくも敗北したわが政府は、百二十万円余の賠償に対し僅々一万八千円を栖原に交付したに過ぎない。この経済上の致命的打撃は、当然栖原家の財政に好ましからぬ影響を及ぼし、明治二十八年以來約十年間、三井物産会社の援助を受けねばならなかつたといふ」。

以上のはか、樺太土着民達に対する住民愛撫のこと、中部千島の魚田開発にかかる得撫島開拓のこと、その他鮭鱈繁殖にかかる人工孵化の草分等に縷縷触れるところあるが割愛させていただくことにする。

さて、はじめに記した栖原角兵衛略伝にもどって、栖原家代々の家業をただしてみると、初代角兵衛茂俊は從来の農から漁業を試み、二代角兵衛俊興は漁業の傍ら炭木材問屋を営業し、江戸深川の水浜を埋め木材置場を置くなどした。三代角兵衛茂延は上総国漁場を居住漁民に授付し、専ら江戸支店の木材問屋業に励むとともに南部大畠に支店を設け出産の木材を江戸大阪に輸送し販売した。四代角兵衛茂村は前代の遺業（木材業）を継ぎ、五代角兵衛茂勝に至って再び以前の漁業復興に奮然起って蝦夷地に渡って小松前に支店を設け漁業の傍ら商業を営み支配人制度を創設した。そして事業拡張の到来をまつ。六代角兵衛茂則になって天塩国天塩郡一円、天壳焼尻二島を受負うことを手始めに留萌・苦前郡漁場などを悉く皆受負っていく。以降七代角兵衛信義、八代角兵衛茂信、九代角兵衛茂寿、十代角兵衛寧幹と漁業受負を続け本格的に漁業拡張に立ち向っていくことになる。

しかしここで、十代目角兵衛寧幹の時に、「栖原角兵衛略伝」に記されているごとく、「一角兵衛本籍ハ初代ヨリ十代私ニ至ルマテ紀伊国有田郡栖原村ニ居住シ……旧紀伊侯ヨリ通シテ士列ニ准シ捧米ヲ辱フシ……累代旧紀伊侯用達命セラレ同侯仕出ノ名目ヲ以テ幕府ヘ納材スルヲ例トス江戸鉄砲洲ニ於テ之ヲ勤ム故ニ諸国ノ山林殆ト斧斤ヲ入れサル所ナキカ如シ凡百有余年伐木ニ從事スト雖モ安政年間ニ至リ之ヲ罷メ今ハ東京支店（深川区中木場）ニ於テ木材販売ス

ルヲ以テ業トス」とあり、初代農業から漁業に代り、以降、材木業へ、さらに漁業再興への変化はあったとしても、一貫して十代目角兵衛寧幹に至るまで漁業の傍ら材木販売業は附隨して営まれてきたことを示していることに気づくであろう。

しかも、材木に関しては、上記略伝にこそ記されてなかったが、栖原家家譜（栄助茂隆記大正7年）によれば、「一、三代茂延父祖ノ遺業ヲ享ケテ之レガ改善進歩ヲ計リタル結果正徳年間ニ及ビ上総沿海ノ漁民漸ク増加シ漁場經營ノ基礎愈々恐固トナルヲ以テ其事業ヲ挙ゲテ之ヲ上総沿海ノ住民ニ授与シ自ラ江戸に転ジテ深川木場支店ノ薪炭木材営業ニ専心全力ヲ注ク次テ宝曆年間更ニ支店ヲ陸奥国南部大畠ニ設ケ其近傍ノ山林ヲ伐材シ之ヲ江戸大阪ニ輸送シ大ニ其販路ヲ拡張シタルが天明三年ニ至リテ之ヲ廃セリ又飛彈屋久兵衛ト云フ者アリ（点線セルハ筆者）元禄以来蝦夷地ノ蝦夷松ヲ伐採シテ各地ニ移出ス茂延之レニ資金ヲ供給シ其木材ヲ取引シテ之ヲ販売セリ當時之ヲ蝦夷桧ト称シ大ニ都下ニ賞用セラル當時東奥ノ地未ダ開ケズ交通ノ便ノ如キ素ヨリ今日ヲ以テ律スペカラズ從テ山林ノ利ノ如キ僅カニ土民ノ薪炭用ニ供スルニ過ギザリシニ進シテ之が富源ヲ開拓シ遠ク他地方ニ輸送シタルノミナラズ異境ヲ以テ目セラレタル蝦夷地ニ投資シ其事業ヲ助ケ国家ノ利益ヲ増進シタルハ其達眼活識ニ依ルニ非ラズンバアラズ」として、元禄以来の飛彈屋久兵衛との木材取引上のかゝわりを明記している。そして、その後の栖原家にとっても次第に蝦夷地に向けて北進する動きのあることを飛驒屋の蝦夷地渡航以来の事業（材木ならびに場所請負）とあわせて伺うことができるものである。つぎにその事例の一、二を示してみることにする。

其の一

飛驒屋久兵衛年表中にでてくる栖原家との交渉

初代 久兵衛 倍 行

西暦	年号	年数	主なる記事
1696	元禄	9	弟藤助倍時と在所出足(23才)、9月5日出発、8日高任着、56日余逗留、11月5日江戸へ発足、11月12日川崎着、5ヶ年江戸に逗留、木材の消流状況を調べ、木材商栖原角兵衛と相知る。
1702	同	15	松前地福山に渡り、松前藩に取り入り、許可を得て、蝦夷地の唐檜山の材を江戸に送り、海産物の輸送をも兼ねた。江戸では栖原角兵衛と取引し、その資本をも仰いだ。

第四代 久兵衛 益 郷

1783	天明	3	大飢饉に際し、飛驒屋(久次郎)は、手船大慶丸で、新潟に出向、米を買い求め、大畠の有力者、栖原屋彦兵衛、佐々木半兵衛、菊地新右衛門、堺屋紋兵衛、一同で救助の出錢高を取極め、なお日々の米の売出高を協定するなど、大畠の窮民を救う。藩の負債償却を延期し、かつ新たに金主を得るため、藩の依頼によって江戸に上り、周旋するところがあり、その賞として、宗谷場所の請負を来る戊年より二十五カ年にわたる契約を許され、金弐百両を無利息で前納した。
1789	寛政	元	五月五日、国後のアイヌが乱をおこす。七十一人殺害される。 本年より宗谷場所、栖原三郎兵衛手代にて經營。
1799	寛政	11	栖原角兵衛の差引目録帖あり。
1802	享和	2	栖原角兵衛の差引目録あり。
1803	享和	3	栖原角兵衛の正金座請払帖あり。
1822	文政	5	(武川久兵衛)負債の償却完了。

其の二

四代目久兵衛益郷の旅中所持の靈鑑中に三郎兵衛の命日が記されている。

栖原支配人 橋本三郎兵衛

釈顕瑞信士 寛政元己酉冬十二月八日

備考欄、「益郷は、一族及び恩人の外寛政元年クナシリ騒動の横死者七十一名、また持船での溺死者等の回向をした点特記に値する」と白山友正氏は誌している。

其の三

蟹田山上納仕入金取替手形

覚

一南部堀壱町目東角より四軒目、表京間四間四尺五寸六分、同 家屋敷壱ヶ所

一同町同角より五軒目、表京間四間四尺三寸五分 家屋敷壱ヶ所

一吳岸嶋浜町北側西木戸より六軒目、表京間八間四尺七寸 家屋敷壱ヶ所

合三ヶ所、沽券三通右地面貴殿所持之印形壱ツ

右者蟹田山上納仕込金取替引当ニテ預リ置申候

右金作略相済次第、右沽券状返進申儀定候

以上

安永四年未十月

栖原角兵衛印

三郎兵衛

武川久兵衛殿

久次郎殿

其の四

借用証文

反古 年賦証文之事

一金四百両拾両 者定 但通用文字小判也

下札内百廿両 天明五年

百両同六月メ武百廿両済

右金子慥借用仕候処実正御座候、尤右返月定日至候故早速御返済可仕候処、当年手船及間違旁々内々縹合面倒ニ付、返済及延引段々御才足御尤千万ニ奉存候得共、當時返済方如何共迷惑ニ奉存候故、近頃申上兼候儀に御座候得とも、来巳年より申年迄御利足四ヶ年賦ニ致返済仕度段再応御願申上候処、不承知之由御尤奉存候得共、左様不被成下候而ハ、私共内々縹合面倒ニ付、難相成処押而御願申上候処、私共事故無拠御思召、願之通御承知被下候段恭奉存候、尤年賦年割定月之儀ハ、来巳五月入為当金百両拾両御渡申上候定、相残候金子ハ午年十月入金百両、未年十月入金百両、申年十月入金百両、右四ヶ年割定月至候ハム、無相違急度御返済可仕候、万一右年割定月ニ至本人返済及間違候ハム、請人方より年賦年定月之通無相違御返済可仕候、為其請人加判仕候処実正也、其節一言子細申間敷、急度御返済可仕候、仍而年賦証文如件

天明四年辰十二月

金主借主 武川久兵衛印

久兵衛後見 今井久次郎印

久兵衛支配人 武川宇右衛門印

右同断 同 助右衛門印

請人 江戸栖原角兵衛代

栖原彦兵衛印

堺屋紋兵衛殿

同 徳兵衛殿

前記の資料（其の一から其の四まで）はすべて、昭和五十八（1983）年に出された『飛驒屋久兵衛』なる書物からくみとられたものであるが、其の一については、年表にあらわれた限りでの栖原家と飛驒屋間の交渉は少くとも、元禄九（1696）年から始まって文政五（1822）年に至る、およそ百二十七年間の長期にわたり続けられたことを示すものであり、しかも飛驒屋が大畠・松前の支店を閉店した年をすぎること二十有余年を経ており、その間、木材の取引、栖原からの資本融資、さらには天明の大飢饉時における大畠の窮民救済活動などがみられるのである。しかも飛驒屋が場所請負から後退したあとの二十有余年も負債整理の関係が続いたということは、いかに両者の関係が密接なるものであったかを示すものである。其の二においては、第四代飛驒屋久兵衛益郷の旅中所持の靈鑑の内にみられる橋本三郎兵衛の命日の記されていることである。この橋本三郎兵衛は、後掲資料にみる、栖原屋蝦夷地支店の歴代支配人初代に当る人物である。この人物が久兵衛益郷の靈鑑中に記されてあるということは、かれが飛驒屋の事業を遂行していくうえで、いわば恩人に位するほどの重要な存在であったことをうかがわせるものであり、栖原と飛驒屋との事業上の関係の深さを示す有力な指標となりうるものである。其の三、其の四の資料はともに、資金融通にかかる資料であるが、栖原家側にあっては、栖原角兵衛当主に代る人物としての、安永四（1775）年の橋本三郎兵衛による仕入金取替手形（証書）であり、天明四（1784）年の請人（保証人）栖原彦兵衛であるということである。これら兩人は、ともに栖原家の蝦夷地上陸後の初代ならびに三代目に位置する支配人となった人物である。したがって、飛驒屋・栖原家の交際は当主のみならず支配人を含めた関係として受とめられようし、現実には支配人を通じて両家の経営機能が大きく左右されうるものとしても理解されよう。

そもそも、若齢二十六才の飛驒屋久兵衛倍行が材木伐採ならびに産地販売業者として未開拓北の地大畠において開業をなしたことについては、かれが元禄九（1696）年故郷下呂を発つて江戸に逗留中、木材商栖原角兵衛と相知るという経緯があり、しかもその後、元禄十五年

栖原屋蝦夷地支店の歴代支配人 (栖原角兵衛略伝文中より作成)

代	支配人名	本姓	就任の年	退任の年
初	三郎兵衛	橋本	1765 (明和二年)	1789 (寛政元年)
2	忠三郎	井原	1789 (寛政元年)	1793 (寛政五年)
3	彦兵衛	栖原	1793 (寛政五年)	1805 (文化二年)
4	半助	北村	1805 (文化二年)	1813 (文化十年)
5	茂八	北隅	1813 (文化十年)	1826 (文政九年)
6	六郎兵衛	川村	1826 (文政九年)	1835 (天保六年)
7	庄兵衛	田中	1835 (天保六年)	1837 (天保八年)
8	仲蔵	長川	1837 (天保八年)	1847 (弘化四年)
9	六右衛門	川村	1847 (弘化四年)	1861 (文久元年)
10	半六	小林	1861 (文久元年)	1869 (明治二年)
11	小右衛門	田中	1869 (明治二年)	1879 (明治一二年)
12	支店総理代人 栖原小右衛門	田中	1879 (明治一二年)	1881 (明治一四年)
13	支店総理代人宮井寿兵衛		1881 (明治一四年)	1887 (明治二〇年)

(1702) 年松前福山に渡り、藩許を得て、蝦夷地の唐松山の材を江戸に送り、海産物の輸送をも兼ねて営業したわけである。しかも、江戸では、栖原角兵衛と取引し、その資本を仰いだといわれるごとく、栖原の資本融資ならびに市場取引で結ばれている点に注目する必要があろう。
(注2)

(注2) 松本善治郎『江戸・東京木場の今昔』(日本林業調査会)二十九頁……『日本永代蔵』に出てくる箸屋甚兵衛は、街におちていた松の木の切々を集め、販売したところ四十年のうちに材木商人として大分限者になりました。その資産拾万両とあり、これは江戸時代の大商人として最高のようです。このほか、紀国屋文左衛門、奈良屋茂左衛門などがありますが、一代で資産を築き一代で散じた点でも出色な人でしょう。手堅いほうでは河内屋、伏見屋、河村瑞軒、栖原角兵衛などがありました。

『前掲書』(日本林業調査会)六十四頁～六十五頁……「元禄という高度成長期を背景に出て来た、紀国屋文左衛門、奈良屋茂左衛門は、いずれも材木商として幕府要人と結託して巨利を得たことで有名です。またその豪遊ぶりも世間の大評判となりました。このため、材木屋というイメージに特權一賄賂一奢侈というおいかがいまだにつきまとっている場合がありますが、それはごく限られた人だけの話です。特に商業組織一問屋、仲買、小売等一が整備された享保以降は、質素、儉約をモットーにして、蓄材につとめ、またそれを有利な事業に投資するという本来の商業活動が地道に行われたと思います。反面、武士は官僚化し、門閥や体裁などを重んじて、実力を失ってゆきました。こうした時代に、木場の材木商として代表格だったのが、栖原屋角兵衛でした。二代目角兵衛は本湊町(八丁堀)に材木問屋を開き、木場を木置場として最初に開拓したのもこの人です。彼は“自分の保有する大船団で全国から材木を運び江戸大阪で売却した”ともあります。木場材木問屋の商売の仕方は、今でいえば商社機能のようなことを果たしていたようです」。

林材新聞社深川木場編纂委員会編『深川木場』(林材新聞社)四十七頁……「栖原屋の店舗」……栖原屋は木場町の材木問屋でもっとも古く、入札問屋の名家の一つであった。栖原氏は紀州侯に随伴して紀伊の国から出府、元禄の末に木材業をはじめた。代々角兵衛を名のったが、明治三十七、八年ごろ廃業した。

『前掲書』(林材新聞社)二百三十六頁……「木場材木問屋」……木場材木問屋は、その由来に「往古より市中にて商売仕……」とあり起源がはっきりしないが、元禄十四(1701)年に二転三転して木場に移ってきた人々によって結成されたものと推測されている。木場材木問屋の人々が、どのような過程をたどってきたのか判然としないが、その代表的な人物が栖原屋角兵衛であったといわれる。栖原屋は代々角兵衛を名乗り、もとは紀州の百姓であったが、漁師になって自ら船をあやつり巨額の富を得、二代目角兵衛がさらに業務を拡大して、元禄(1688～)の初めに江戸の鉄砲州本湊町に支店を出して薪炭および木材問屋を始めたとされている。

それでは、資本融資の側にたつ、栖原角兵衛は飛驒屋久兵衛とのかかわりを持つつ、陸奥・蝦夷地に対してどのように志向したかということである。この点に関しては、『松前町史』(通説編)にみられる田端氏の論述によく示されていると思う。すなわち、両浜組の経済力の低下は藩財政への寄与の度合低下にも結びつき、これに代って、飛驒屋の動向が注目される。藩への貸付などの状況は、「宝暦期を通じて金額を増大する傾向であるし、明和年中には、相当多額な融資が行われるようになっている」しかし、「飛驒屋も、資金を外から入れることなしには、この「御借上金」を負担しきれない面をもっていた」。

表の関連表にも示すごとく、飛驒屋は栖原角兵衛からの借り入れによって「御借上金」をまかなっている様子がうかがえる。この栖原との貸借関係が、栖原屋の松前へ進出してくる有力な背景となっていることは容易にうなづけよう。そして、あげくのはてには松前藩が金主の紹介を頼み、飛驒屋は、天明四(1784)年五月、「金主共召し連れ松前表へ罷り下る」程になり至って栖原家と藩との直接関係が生じたということである。

一方、飛驒屋は寛政元（1789）年の国後の乱とともに、施政改良を名として請負場所を悉く引上げられ、数次の嘆願におよんだが許されず、藩は第三代村山伝兵衛に命じてアイヌ介抱を行わせることとなつた。しかも、たまたま、この年より宗谷場所を栖原三郎兵衛（栖原家初代支配人）手代にて経営するところとなつたことも奇縁といふべきであろうか。

関連略年表

年号	年	松前町史通説編 第一巻より	飛驒屋久兵衛 下北民衆史略年表より	栖原角兵衛 下北民衆史略年表より
元禄年間	1688～			栖原屋角兵衛材木業支店を大畠本町（旧館村宅地）に設置
元禄13年	1700		大畠村に初代武川久兵衛屋号「飛驒屋」という材木請負業の店を張る（飛驒屋旧記）	
宝暦10年	1760			このころ、江戸深川商人栖原屋角兵衛、大畠村に支店を設置
同11年	61	一金五百五拾四両栖原より預り右様へかし上金		
同13年	63	一金千卅九両弐歩七分弐厘 右同人（栖原角兵衛）より 右ハ松前表かし上金		
明和元年	64	一金千六百廿七両砂三分六厘栖原殿より預り 右ハ小買物正金両座差引残 久兵衛持参江戸ニ而牧田様 へ取替金並ニ江戸御屋舗江		
同2年	65			この年栖原屋角兵衛福山小松前町に出店を開く
安永3年	74			大畠へ江戸の栖原角兵衛受け負いの支配人、同彦兵衛十四、五年寓居。取組支配は池田兵吉。
天明3年	83		飢饉のため、大畠の有力者武川久次郎・栖原彦兵衛等が新潟・秋田・酒田に穀類買出しに奔走	深川の栖原屋大畠村の支店を廃止。（正徳年間〈1711-15〉開設）
同4年	84	五月、飛驒屋は「金主（栖原屋）共召連れ松前表へ罷り下る」として栖原屋と藩の直接関係ができる		
寛政元年	89		八月七日、松前藩は飛驒屋久兵衛の請負場所を悉く没収。村山伝兵衛に差配。	（本年より宗谷場所、栖原） *白山友正「飛驒屋武川久兵衛年表」より挿入
同3年	91		飛驒屋久兵衛（四代）大畠と松前の支店を閉店	

（注）左欄は『松前町史』（通説編）1984年により作成、飛驒屋、栖原は、鳴海健太郎編『下北民衆史略年表（江戸時代篇）』1978年の関係事項より作成。左欄は、飛驒屋が資金を外から入れて、「御借上金」を負担する状況を示す…。「飛驒屋と栖原欄」は、栖原が飛驒屋におくれて北上する状況をうかがうことができよう。

ちなみに、天明三（1783）年、深川の栖原屋、大畠村支店の廃止（当時大畠の支配人栖原彦兵衛）のこととは、やがて蝦夷地場所請負を本格化せんともくろむ栖原角兵衛の下心したごころであったと解されようか。それはいみじくも、その後、天明六（1786）年第六代角兵衛茂則の時の天塩一円、天壳焼尻二島の請負ならびに、翌七年の留萌、苦前地域の場所請負実現と結びつくものとなっている。

寛政三（1791）年、飛驒屋は遂に、大畠と松前の支店を閉鎖するのやむなきに至ったわけであるが、これと対照的に飛驒屋を介した栖原屋が藩主への融資を貰くことによって、その後の場所請負の基盤を固めたことは特筆されるべきであろう。

Ⅱ. 明治期における栖原角兵衛

明治に入ってからの栖原家の経営状況については、田中修氏『日本資本主義と北海道』にみられる、「場所請負制度の解体と三井物産——栖原家の場合を中心として——」に詳細論述されているので、ここでは著書に則してその要旨のみを記しておきたい。

「栖原は一八八四年（明治十八）に一家浮沈の危機に直面することになる。旧請負人時代の支配人であり、一八七九年に支店資産を角兵衛名義に復した後の総代理人（総理代人ならん…筆者）である栖原小右衛門が重大な「不都合」を犯した」ことから、「栖原の経営状態は異常に悪化し、負債が急激に増大することになった」。角兵衛としても、「小右衛門や機構改革をおこなってみたものの、事情はまったく変らなかった」。かくて、「角兵衛は親類一同の者と協議の上、当時北海道において商権の拡大を急ぎつつあった三井物産会社函館支店に泣訴し救済援助を依頼することになるが、ここから三井物産と栖原の関係が始まり、栖原は次第に本土商業資本の下に従属し衰退していくことになる」。

そして、三井物産による栖原の支配過程を三段階に分けて展開している。すなわち、

- (一) 一八八五年（明治一八）の契約開始より一八九〇年（明治二三）までの、漁獲物委託販売契約の段階。
- (二) 一八九一年（明治二十四）より一八九四年（明治二七）までの、物産による栖原経営管理の段階。
- (三) 一八九五年（明治二八）以降の、物産による栖原漁場直接経営の段階。

最初の漁獲物委託販売契約の段階では、栖原の当初、「事態は順調に進展するかに見えた」が、「栖原が無理して種々の金策をしたためその債務に追われ、また漁具の新調などに相当額の出費があったことなどから一八八六年（明治一九）以降栖原の三井物産にたいする債務は増加累積の一途をたどるのみであった」。また、「一八九〇年（明治二三）の栖原漁場は、かってその例を見ないほどの豊漁で……栖原の収益も相当あったと推測されていた。それにもかかわらず負債額が少しも減少せずにかえって増大したことはきわめて不審なことであった」。三井物産では、「ひそかに栖原の内外を調査し、その原因を糾明した結果……「同家ノ代務者北村駒三郎（角兵衛ノ妻ノ弟ニシテ家付ノ者ナリ）ナル者種々ノ不都合ヲ釀シ凡金拾參四万円ヲ失ヒタル事実」の発覚などもあってせっかくの豊漁も、北村駒三郎の乱費によって栖原家挽回の機会とならなかつばかりでなく、以前に増す多くの負債を残す結果」になったことである。勿論この間、栖原としては、岳詰場の払下、汽船購入など経営拡大のための過当投資も負債累増の要因ともなっていることを見逃すことはできない。つぎに、第二の、物産による栖原経営管理の段階において、栖原角兵衛は、北村駒三郎が引き起した不都合の整理に全力をあげたが、結局、三井物産に債務を負うことになり、その弁済方法に、はじめ、松岡函館支店支配人と新しい契約に調印するが、本社では大いに驚き、これを解約する。角兵衛は急拵養子辰蔵を

上京させ、協議せしめたが協定到達に至らず、ついに角兵衛自ら事に当り事務一切を当会社に依頼し同家に拘わる全権の委任状を出すことを決意し、函館支店副支配人岩鼻敏を通じて本社に申し出ることとなった。一八九一年（明治二四）八月二八日に至って三井物産会社は栖原と新たな約定に調印する運びになる。ここで契約書は、八月一日付で、第一契約証、第二契約証、委託販売契約書の三大部分から成り立っているが、最も中心的な第一契約書では、その要点は(1)三井物産が栖原に二三万円を年利一割二分で貸し付ける、(2)その低当として栖原は北海道に所有する漁業関係物件一切を差し出す、(3)規定された諸経費を差し引いた全収益をもって債務の弁済にあてる、(4)栖原の営業および家事についても三井物産は関与する権利を留保する等々が規定されている。第二契約証は、「松岡譲が専断契約を取り結んだ際、……報酬として栖原が二二万五〇〇〇円を提供する旨の取決があった」ものを、「報酬金たる二二万五〇〇〇円を新たに無利息の貸付金とし、第壹契約の元利完済の年から三ヵ年でもって皆済させようという」ものであって今度は新たな重荷となつたことである。委託販売契約証では、従来委託販売契約を基礎とし、多少加除改正されたもので、次の内容のようである。「(1)栖原漁場産物すべての販売を三井物産に委託し、売捌手数料は売上高の三%とする。(2)三井物産は栖原漁場經營の伸縮および収支不均衡の場合は休業せしめる権利を留保するものとす。(3)産物船積の際はかならず三井物産派遣社員の立会と送状への認印を要する。(4)漁業仕入品の重要な部分は三井物産よりかならず購入し、その手数料は買付高の二%とする。(5)本契約は第壹、第貳契約の元利皆済後といえども、なお引きつづき一〇カ年間有効なものとする。」

なおこの外、栖原家からは三井物産に誓約書（角兵衛並跡相続人ニ於テモ契約ヲ堅ク遵守スル為メのものとして）が一八九一年（明治二四）八月一日付で提出されていることをつけ加えておく。

かくして、一八九一年（明治二四）以降の経過はどうであったかといえば、「結局決算では赤字を計上し、年賦返済不可能という結果に陥ることとなつたわけである。したがつてこのままでは負債が増大するばかりで、償却の見通しがまったくたたないものと予想された」ものとなつたのである。そこで、三井物産としては、「一八九三年（明治二六）六月、一八九一年（明治二四）の契約を更改して栖原の負担軽減を図るとともに、貸付元本の償還に意を注ぐべき契約書をつくつて対処した。しかし、「大幅な負担軽減も一度退勢に向かつた栖原の經營を支えることができず、負債は雪だるま式と増大する一方であった」。「一八九四年（明治二七）までの栖原の債務はほぼ五八万円に達し、ほかに一〇万円相当の仕込品の現物が残されていた」。栖原角兵衛は「ついに（三井物産の）馬越（恭平）の言にしたがつて今までの契約を全面的に更正し、重大な決意の下に新契約の作成に着手することになった」。

第三の、物産による栖原漁場直接經營の段階。

一八九四年（明治二七）一二月二七日「差入証（角兵衛より馬越宛の……筆者）を基礎に、栖原全漁場の經營移管その他を規定した新たな約定が調印された」。このたびの新しい契約書の内容は、「一八九三年（明治二六）契約の条件とはほとんど変りなく、ただ經營担当者が栖原から三井物産に變った点だけが相違」していることである。「このようにして三井物産と栖原との関係は、一八八五年（明治一八）の対等な委託販売契約にはじまり、その後仕込資金の貸与、家事にまで及ぶ詳細な約定を経てしだいに契約上の地位を一方的なものとし、一〇年にして三井物産は、幕藩時代以来北海道漁業の巨星であった栖原の經營を完全に支配するに至つた」のであるが、この期間の栖原の債務額は、一九〇〇年（明治三三）一二月 五五万九九二〇円三四銭七厘、一九〇三年（明治三六）一二月 四三万三一四二円五八銭四厘であつて、一九〇三年までに一二万円を返済したのみで、まだ四三万円余を残している。「三井物産としても、一九〇二年（明治三五）頃からしだいに漁場の整理をはじめ、不用漁場を売却して債務返

済にあてていたよう」であるとしている。

以上で、田中修氏の論述から三井物産による栖原の支配過程を垣間みたのであるが、たまたま、北方同盟渡島地方支部長駒井惇助氏の御厚意により栖原角兵衛寧幹の遺書（接写）に接することができたので、つぎにその一文を掲げておこう。

十代栖原角兵衛寧幹の遺書

遺 言

北海道松前福山店故總理代人田中小右衛門勤務中巨萬ノ負債ヲ釀シ同人ノ力ニテハ整理難相立右隠蔽不相成ヨリ突然主人直轄ノ儀願出然レトモ店總理へ令担任来ルハ当家累代ノ風儀ニ有之殊ニ若年ヨリ自ラ事業ヲ執ラサル無経験ノ身トシテ右申出ヲ許容スヘキニ非ス無論同人ノ造リシ不始末ナレハ同人之ヲ挽回セスハ責任ヲ尽サムモノニ付其旨申達スル処被仰聞ノ趣相承弥恐入次第ナレトモ最早私ノ百計ヲ失ヒタル儀ニ付顧問トシテ山本弘氏ヲ聘シ同氏ノ知識ヲ借り當人ニテ将来ノ方案ヲ立挽回ヲ計リ度トノ願意ニ付山本ヲ招キ同氏ノ意見ヲ試問スルニ改革ノ方法其論旨卓出ニテ顧問トスルノ価値アル者ト信シ在京ノ北村駒三郎及栖原洋三等へ熟議ノ末弥ヨ山本ヲ聘スル事ニ取極メ右件ニ周旋ヲ取リタル村瀬讓ヲモ併セ聘シ其後予テ方針相定ルニ付函館へ渡航事業經營ノ事ヲ約セリ時ニ明治十八年ナリ右際小右衛門ニ命ヲ含メ洋三ヲ小右衛門ノ監督トシテ差添先発為致ノ処小右衛門福山店ニ帰リテ後都テ東京ニテ命スル所ノ旨ニ背キ翌十九年春復命ノ為ニ出京スヘキ約ヲ違ヘリ之ニ依テ再三使ヲ立セ漸ク上京ノ処山本ト意見ノ合ハサルヲ唱ヘ両人ノ中何レカ一人ヲ解雇セン事ヲ請求セリ其言理由ノアル所ヲ吐露セス昨年同人ヨリ申出ルノ素意ニ悖リ甚難心得ニ付小右衛門ヲ解傭ス然而同年五月角兵衛夫妻并村瀬其他手代若干ヲ相具シテ函館ニ下向ス山本ハ次便ノ汽船ニ塔スル旨ヲ以テ東京ニ残レリ此前當年収獲ノ鱈ヲ抵当トシ三井物産会社本店ヨリ金壱万円ヲ借入シ函館同支店へ為換取組メリ角兵衛着函ノ節之ヲ受取漁場仕入ノ資本トス其後山本下向スト雖モ前約ヲ履行セス剩ヘ意外ノ酒狂ヲ発シ日々醉倒大任ニ当ルヘキニアラスサレハ同人ヲ解傭セントスルニ傭入ノ初メ約スル処ノ金円ヲ領掌セスハ去ラサル拳動ヲ示シ殆ト困難ヲ極ハメ東京駒三郎ヲ呼下シ同一協議苦前郡漁場ヲ抵当ト□金壱万円ヲ与フル証書ヲ授ケ帰京セシハ(但シ此金ハ年賦ヲ以テ悉皆渡済トナレリ)此間ノ艱難名状スヘカラスサテ山本解雇後駒三郎ヲ以テ事業ノ總裁トシ讓并ニ洋三ヲ參謀ニ置キ東西漁場ノ収獲品ヲ委托販売スル約ヲ結ヒ三井物産支店ヨリ資金ヲ借リ入営業ノ基礎ヲ建本店ヲ函館ニ定メ駒三郎ニ全任シ予ハ漁場ノ人心ヲ懷ケ且積弊改良ノ為連年東西漁場ニ巡廻シ四月ヨリ十一月ニ至ルヲ例トセリ故ニ本店内政取締ノ儀不計援漫ニ流レ大ニ所理ヲ誤リ物産会社及其他江新負債ヲ嵩メ層一層ノ困難ヲ極メ駒三郎退身スト雖モ一家ノ存亡旦夕ニ谷リ如何トモスヘララサル苦境ニ陥リ挽回策ヲ構スルノ術ヲ失ヘリ因テ物産会社へ懇請シ該社ノ借金ヲ大ニ切捨勘弁ヲ受将来ノ計画ヲ定メスハ他ニ道ナク當家滅亡而已ナラス会社へ莫大ノ迷惑ヲ掛ル訣ニ付支配人松岡讓氏ヘ村瀬讓ヲ以テ段々情実ヲ哀願スルノ処松岡能ク之ヲ容レ貸金ノ内大ニ切捨ノ勘弁方致シ残額消還ノ方法ト営業持続ノ方法ト其道ヲ開キ該承諾証書ヲ与ヘラレタリ實ニ三井家ノ恩典感悅斜ナラス漸ク愁眉ヲ啓クノ処豈圖シヤ該取計ヒハ松岡越權ヲ以テ專断セン所為ノ由にテ本社ニ於テ之ヲ承認セス其訣ヲキクニ内外各支店ニ於テ松岡ノ越權ヲ標準トシ専断ノ上本社へ持出シ候事ニ成行カハ会社顛覆ニ及フヘキ大事ニ付此度ノ事ハ難聞届トノ趣ニ有之松岡ハ病氣ニテ静岡県ニ養疴シ本社ニ出テム右取扱セシ理由ヲ尽シテ重役ノ許可ヲ得ル事ヲナサムリシニ付本社ノ嫌疑同氏ニ加ハリ迎モ証書面ノ如ク通過シ難キヲ察シ茲ニ於テ同一協議ヲ凝スノ上辰蔵ヲシテ本社重役へ直接頼談ノ衝ニ当ラシメタリ同人専ラ尽力致シ粗本社ノ応諾回答モ近キニアラン内意モ探リ之ヲ待テ滯京日一日ト遷延ニ及ヘリ然ルニ本社重役ヨリ函館支店副支配人岩鼻敏氏ヘノ訓令ニハ本人角兵衛ノ底意ハ松岡ヨリ与ヘラレタル証書ヲ以テ実行ヲ遂ントスルノ了簡ナル

ヤ否能ク推問セヨ本人ノ所存如何ニ就テハタトヒ法廷ニ出テ相戦ヒ幾萬ノ費用ヲ要スルトモ勝敗ヲ決スル覚悟ナリ又本人強硬ナラハ同家ヘ支出スル金錢ハ断然停止セヨト申シ来ル旨岩鼻ヨリ示サレタリ予答云今般辰蔵ヲ本社ニ向ハシメシハ拙者ノ代表ニシテ唯歎願ニ止リ敢て証書ノ明文通リ許可ヲ得ント云ニハ非ス其訳ハ辰蔵ヲ以テ本社ヘ申シ入シムル所ナレハ本社ノ決心ヲ辰蔵ヘ示サレン事ヲ望ム旨ヲ以テセリ岩鼻云其事ナリト雖モ本社ニ於テハ辰蔵氏ヲ釣置同氏へ回答セサルノ決心ナリ其訳ハ松岡ニ越權ヲ行ハシムルハ村瀬策士ノ謀計ナリ此度辰蔵氏ノ本社ニ向フモ村瀬ト俱ニ運動シ権門家ニ憑テ談判ヲ用ユル杯ノ事必ス村瀬ノ方略ニ出ルモノナリト認定シ重役ノ惡ミ以ノ外甚シ夫ニ就テ本人ノ意向ヲキケトノ指令ナレハ貴殿ノ一言ヲ要スル而已ナリト云ヘリ右ニ付退テ勘考ノ時日ヲ乞ヒ此事ハ是非辰蔵ヘ面談セサルヲ得ス依テ屢ハ同人ヘ一時帰函セシコトヲ通シタリ然レトモ辰蔵ニ於テハ堅ク信スル所ヲ抱持スル歟出陳ノ將君命ヲモ用ヒサルノ精神ニテ帰來セス岩鼻ヨリハ予ヘ速ニ確答アルヘキ旨ヲ督促セリ我証書ヲタノミトシ彼ト戦ントスルニハ彈薬ナク本城ヲ守ラントスルニ良将モナク又応援スル者アルコトナシ爰ニ於テ不得止予カ望シ栖原家ノ事業永続ト諸負債ノ義務ヲ果ストノ方法確立セハ外ニ願ヒナシト申入タリ之ニ因テ木村正幹氏ヲ本社ヨリ下向セシムル事トナリ辰蔵ノ折角尽力セシモ其効ヲ見サルニ至リシハ甚以テ遺憾ナリ此際函館ノ本城ニテ固守セハ出陳先ニテ必ス勝利ヲ占ヘキノ所天下分目トモイフヘキ時ニアタリ早ク白旗ヲ揚タルニヨリ敗軍セリトノ感ヲ起シタル当局ノ身ノ一旦ノ思想モ無理ナラス察シ入ラル、所ナリ其節辰蔵病氣カタカタ劇務ニ難耐旨ヲ以テ本国ニ帰リ療養セン事ヲ申請ニヨリ最モト存シ直チニ許可ヲ与ヘタリ曩ニ岩鼻ヨリ承ル所ノ詳細ヲ通知シテ辰蔵ヲ呼ハ、直チニ帰函アルヘキノトコロ當時明示スヘカラサルノ差障リアリテ言ヲ尽サ、ルニ依テ一時辰蔵に対スル予カ所為残酷ナリトノ説ヲウケシ事モアレトモ親子ノ門故意ニ何ソカ、ルコトヲ為シヤ実ニ行違トイフモノハ恐ルヘキノ甚シキモノナリ右後木村來函此度ハ物産本社ト栖原トノ直接契約ニ為シ事ニ及フ然ルニ木村ハ弁護士ヲ伴ヒ来レトモ栖原家ニハ素人計リニテ法律ヲ熟知スル者ナシ時ノ函館控訴院長竊ニ之ヲキ、テ三井家栖原家トモニ名家ナリ目下公平ノ契約ヲ結ハス後年ニ至リ若シ紛義ヲ生スルニ至ラハ両家ノ名譽ヲ毀損スルノミナラス法廷ヘ持出スヤウノ事アリテハ官衙ヘ労ヲ掛け恐入ル次第ユヘ栖原ノ方ヘモ法律家ヲ立合ハシムルカ或ハ三井ト栖原トノ仲間ヘ法律家ヲ入レ双方苦情ナキコトニセサルヘカラスト内訓セラル然レトモ木村之ヲ諾セス商人ノ約定ニ官吏ノ喙ヲ容ヘキニ非ストシ契約文ヲ専ラ川村某ニ執ラセ本書成て俄然予ヲ呼ニ來リ之ニ捺印セヨト云ヘリ素ヨリ作文中協議アリシニ非ス明文熟読服ニ入ラサル証書ヘ捺印モ難致ニ付其旨申入ルノ処木村云夫ハ尤ノ事ナレトモ法律ニ依リ之ヲ論スルハ御互ノ不吉ニ付之ヲ密封シテ長ク開カサルヲ徳義トシ将来貴家ト三井ト円滑ニ事ヲ終ント祈ルニ付三井ヘ受取ル封緘ニハ貴殿ノ捺印ヲ斯ヘシ貴殿ヘ渡ス封緘ニハ三井ノ捺印シテ与フヘシト云之ニ依テ彼レ猥リニ開封セハ彼レ徳義ヲ破ル罪アルニ付之ヲ責ルノ道アルヘシト考ヘ洋三ヘ協議ノ上両人捺印シ上袋ハ木村ノ申スニ応シ密封ニテ互ニ交換セリ然レトモ甚タ曖昧ノ致シ方少シモ油断ナリカタキニ付若林秀溪氏ヲ当家ヘ法律顧問ニ依頼セリ此前村瀬ハ解傭セリ（最初山本弘ト同聘ノ時契約スル所ノ金五千円ヲ預証ニ致シ利子渡シ来ルノ所廿八年ヨリ向十ヶ年無利足据置ヲ承諾セシメタリ）却説右ノ如ク木村ト契約相済ニ付事業ハ依然同社ノ仕入ヲ受ケ洋三ヲ主任トシ会社壓制ノ下ニ忍耐シテ経過ノ所廿六年ニ至リ密封契約書ヲ携帶シ角兵衛上京セヨト申シ来リ予函館出立物産本社ニ至レリ其時木村云契約書ヘ登記ヲ為サ、レハ互ニ無効ニ属スルニ付是ヨリ社長モ公証役場ニ至ルヘケレハ貴殿も同役場ニ参ルヘシト云ヘリ余リ突然ノ事ニヘ翌日マテノ勘考時間ヲ乞ヒ旅館ニ戻リ栖原千之助若林秀溪江協議ノ上登記不服ヲ申シ送リ此際是非登記セントナラハ其前法律家ニ鑑定セシメ後日異論ノナキ様能ク修正セハ両全ト存スルニ依リ密封ヲ開キ度ニ付許可アリタキ旨ヲ通ス木村其答ニ云然ラハ從前ノ通リニ致シ置ニ付密封ノマ、早々持帰ルヘシトナリ同社ノ勝手氣隨ナル言語ニ絶シ最ハヤ

堪忍難致何卒新金主ヲ求メ物産会社ノ契約ヲ解ント志シ洋三モ上京致シ居千之助等一門熟議其運動ヲ始メ爾来百方尽力心胆ヲ碎クト雖モ依頼ニ応スル金主ヲ得ス実ニ途方ニ暮ルヨリ或経済大家ニ依テ其知囊ヲ窺フノ処目下大至難ニ臨ミ名実俱ニ挙ントスルハ徒勞ナリ今ノ社界ハ会社組織ニ熱中スルノ秋ナレハ此機ニ乘シ会社法ヲ興スニ過タルハアラシト教示セラル是実ニ名論ナリト考慮シ右大家ノ助力ヲ蒙リ其運動ヲ専ラトシ既ニ東京大阪ノ両地ニ於テ紳商ノ賛成ヲ得発起人株主ノ約モ相整ヒ株式会社ヲ設立ノ準備中豈団ンヤ日韓事件突起シ尋テ日清戦争ノ時運ニ際会シ社界ノ変動不容易之カ為右計画瓦解シ年来ノ苦心一朝水泡ニ帰セリ噫悲キ哉夫ヨリ方針ヲ転セサレハ舊套ヲ追ヒ難ク頭ヲ鳩メ工夫ノ折柄函館ヨリ当家出入ノ仲買商脇阪平吉石阪嘉蔵出京シ予ヘ切ニ勧告スルニ先非ヲ悔ヒテ三井物産会社へ取縋ノ外得策ナキ旨ヲ以テスサレハ其説ニマカセ兩人ノ周旋ニ依リ該会社へ平ニ依頼スル事トナレリ因テ当家ノ財産ハ悉皆同社社長ノ名儀ニ書換事業不残引渡可申様トノ談判ヲ受ク所謂死地に入テ生ヲ得ルヨリ他ニ道モナケレハ彼ノ社ノ望ミ通り取計ラヘリ勿論同社貸与金ヲ皆済スル時ハ何時ニテモ名儀復舊スルノ返リ証ヲ領シ年々漁場ノ純益金ヲ以テ完済ノ事トシ其年間凡ソ拾ヶ年ヲ限トセリ時是明治廿八年十二月也サテ右ニテ大段落ニ及フト雖モ函館市中ニテノ新債ヲ会社資金へ組入ル外東京及各地ノ旧債年賦金ノ方ハ同年ヨリ拒絶セラレ債権者ノ嚴談頻ル急ナリ其中ニハ法廷ニ出訴シ執達吏ヲ差向ケ家財ヲ押エル者アリト雖モ物産会社ハ之ヲ顧ミス加之債主続々蜂起セハ倒産シテ角兵衛ノ名ヲ棄ヘシ外債ヲ右ニテ追払ヒ後日他名ニテ身上ノ実ヲ挙ル事ニスルハ得策ナリ抔ト支店支配人莊司平吉氏申シ聞ラレ吾家ノ名譽ノ重キヲ度外視シ破廉耻ノ罪人タラシメントス其残酷以ノ外ニ付紀州ニ私有スル財産ノ内不動産ヲ東京旧債主へ差出シ之ヲ當金ニ入レ残額ヲ無利息拾ヶ年据置ニ示談シ各家ノ承諾ヲ得タリ蓋シ物産会社ニ於テハ村瀬ヲ惡ムノ余リ之ヲ辰蔵ニ及ホシ支店重役ニ於テモ函館ノ社員ヲ擋キ本社へ直接ニ向ヒタル既往ノ運動ヲ惡ミ相続人ノ位地ヲ廢セヨト迫レリ然レトモ固是辰蔵モ家ヲ憶フ念慮ノ厚キヨリ尽シタル事ニ付如何ナル攻撃ヲ受ルトモ予ノ採ラサル所ナレトモ角兵衛一人ニ労苦セシメ子タル身トシテ数年函館ニ來ラス自家ノ大事ヲ放棄シ當會社ノ心切ニ対シ一片ノ謝辞モ申シ來ラサルハ精神ノ不良ナルヲ証スルニ足ルカユヘ栖原家回復ノ時ニ臨ムトモ財産ヲ同人ニ渡シ難キニ付断然離縁スヘキ旨ヲ談セラル辰蔵ハ前条ニ述ル如ク一旦会社ノ感情ニ障レルカユヘ函館へ呼ヒ下ストモ当人ノ心中面白カラサルハ無論会社員ノ対シ方モ輕蔑ヲ加フルハ必然ト存シ態ト国許ニ養疴セシムル所ナレトモ其内情ハ社員ヘ申スヘキニ非ス彼ハ前件ノ口實ヲ以テ予ヲ壓シ表面ノ論予之ヲ駁スル言路ナキト辰蔵モ亦爾来社員ト相反目シ容易ニ融解ノ望ミナキ虞アレハ親類協議ノ上辰蔵ヲ離縁シ紀州在所ニ残余スル財産ヲ辰蔵ニ譲与セシナリ之ニ因テ数年間辛酸ヲ嘗メ千変萬化ノ末遂ニ茲ニ至レルナリ却説在來運動ニ尽力スル者進退出没一樣ナラスト雖モ栖原洋三同千之助同辰蔵若林秀溪等ノ苦心ニ依ル然而物産会社へ諸般引渡後モ裏面ニ猶運動ノ件ヲ栖原千之助ノ忠告ニ依リ同人へ委任シ方今ハ辻井愛之介前田茂八等竊ニ家名回復ノ一途ヲ謀リ右三氏協力非常ノ熱心ヲ以テ配慮セラル、カ故ニ不遠其目的ヲ達スルニ至ラント信ス扱近来物産会社本店重役ニ於テハ当家ヘ好意ヲ表シ男爵川口武實君立会ノ席ニ於テ必ス栖原家回復ヲセシメン会社ノ資金半額迄ニ消還セハ方法ヲ立名義ヲ復旧セント明言セリ是亦右三氏ノ方略間接ニ及ホスノ兆歟不肖角兵衛識浅ク眼闇クシテ從来人物ヲ見ルコト能ハス事爰ニ及ヒ吾祖先ヘ対シ不孝不過之自ラ甚タ慚愧スル所ナリ如此生來碌々ト経過シ寸功ナシト雖モ幸ニ諸氏ノ輔ケニ依テ当家ノ命脈ヲ失ハス今日予ノ老病ニ罹リ嗣子ヲ定ムルニ中リテ既往ノ履歴ヲ不文ヲ壓ハス長々述ル者ハ左ノ箇条ヲ定ムルニ大ニ関係アルカユヘナリ後代此書ヲ披シ者ハ全部ヲ通読シテ不肖ノ微意ヲ体察シ他日異論ヲ生セス正義ヲ守リ栖原家萬歳ノ基礎ヲ確立セン事ヲ希望スルニアリ

一 三井物産会社ヨリ相続人辰蔵ヲ廢セシコトヲ追ラレ余義ナク一時方策ヲ以テ離縁ヲ取計ラヘリ其止ムヲ得サルニ出シコトハ前陳ノ如シ

- 一 紀州ニ予カ有スル財産モ物産会社社長ノ名儀ニ書換可申様豫テ談示アレトモ 予深ク考フル所アリテ種々陳辯ノ上之ヲ不問ニ置カシメタリ 後其内不動産ヲ東京旧債主ニ渡シ残余ノ財産ヲ以テ辰蔵ニ与ヘタル事前述ノ如シ
- 一 予年老に付存命中相続人ヲ定メ置可シ 若シ適當ノ人物ナクハ他姓人タリトモ取定ムヘシ人物ハ会社支店重役ニテ選定シ授ント迫ルニ依リ 不得止予テ生質ヲ見込居ル所ノ同家半蔵嫡男栄助ヲ相続人トスル旨 予ノ専断ヲ以テ申入タリ夫ニ付順序前後スト雖モ半蔵方へ栄助貰受度旨事情ヲ尽シ懇望申送リ 其承諾ヲ得既ニ内約成シ来リンナリ
- 一 予此度出京名医ノ診断ヲ受意外ノ大病ヲ発見セラレ寿命何時モ難計就テハ 公然相続人ヲ定メサルヘカラス 然者親族総代トシテ國方ヨリ半蔵ニ上京セシメ在所一統異儀ナキヲ承知シ東京千之助トモ合同協議ノ上栄助貰受ノ儀式ヲ挙タリ 其際川口男爵ノ好意ニ依リ三井家重役上田安三郎氏ト男爵ト媒介ニ立親子ノ盃ヲ結ヘリ 而シテ男爵ノ我家ニ懇切ナル添慮実ニ当家ノ幸ヒナリ同族大ニ慶祝スヘシ
- 一 辰蔵既に離縁スト 雖モ同人素ヨリ異心ノアルニアラス況シヤ一時ノ都合上ニ係リテノ事ユヘ三井物産ノ負債ヲ還済シ当家ニ権利ヲ復スルニ於テハ 無論角兵衛ノ相続人ト復位セシメ栄助ヲ同人ノ相続人ト改ムヘシ其節辰蔵ニ家名角兵衛ノ称ヲ譲ルモノトス
- 一 辰蔵ノ長女ヲ栄助ト配合セシメン事ヲ望ム 依テ双方異論ヲ生セサル様予テ親々ノ注意を加ヘ壓制ヲ用ヒス和氣ヲ保ンコトヲ祈ル 就テハ養子入嫁ノ前後ヲ分チテ先權ヲ争ヒ夫婦ノ中ニ吳越ヲ作ラシムヲ禁ス
- 一 辰蔵多病ニシテ漁場ノ跋涉ニ堪ヘカラスト認定セリ 栄助専ラ之ニ当リ自家ノ業務ヲ熟知シ宜ク経営スルヲ最要トス然レトモ文明ノ盛世ニ於テ旧規ノミ墨守スルハ好ム所ニ非レハ知識ヲ応用シテ当家ノ興隆ニ勉ムヘシ
右件々ヲ裁定シ是ヲ遺言トス後代ニ於テ 当時ノ事情ヲ審ニセサル者ハ此書ノ概述ヲ熟覧アリテ言外ノ実況筆紙ノ尽スコト能ハサルヲ推知シ 本家分家ノ秩序ヲ乱サス各自私欲ヲ離レ同心協力シテ公明ノ道ヲ尽スヘシ因テ所懷ヲ伝フル者也謹言

第十代家長

在東京 栖原角兵衛 印

六十壱歳病中手書

III. 免許漁業原簿にみられる栖原商店の動向

かくして三井物産による栖原の支配はその後も続くことになるのであるが、『初山別村史』は、この時期の栖原をつぎのように述べている。すなわち、「栖原の晩年は明治十八年三井物産の救済援助を受け、同二十四年には漁業経営を三井物産に移し、同二十八年三井物産直営となつた。明治三十八年一月二十日現在の「三井物産合名会社留萌支部財産調書」によれば本村における旧栖原財産は、ケンコマナイにおける土地一一、八六九坪（うち海産干場二、六五〇坪、畠地九、二一九坪）時価二、八二四円二五錢、建物二一三坪（うち住宅九〇坪、倉庫一二三坪）時価二二〇円及び鰓角網三統である。これらの財産は「明治三十九年十二月栖原に園田実徳（園田商会）が北海道天塩国留萌及千島エトロフ島に於ける漁業権及漁場漁具家屋の倉庫地所其の他之に付属する一切の物件、並に函館所在家屋、地所倉庫等を買戻すことになる。」（「栖原角兵衛一件書類」）とあることから明治三十九年十二月三井物産から東京市芝区西久保巴町弐拾九番地園田実徳へ権利が移ったと思われる」と、このことは略間違いないことと思われる。

ところで、明治三五年から漁業法に基く漁業の免許が開始されたわけであるが、以下の表に

よって経過概要を知り得よう。行政所管においては、『免許漁業原簿』のうちに登録事務が記帳されているものであるが、今日では、もっとも古い原簿が失われており、残っているものとしては略明治四十年代ごろに、その時点からひき移されたものとして残っているのみである。いま、留萌管内の鰯定置漁業についての免許の推移をたどってみることにする。

留萌鰯定置漁業の免許の推移

鰯漁業免許時期 原簿内	明治	35	36	37	38	39	40	41	44	45	大正	4	5	6	7	8	9	10	11	12	15	昭和	2	3	7	計
欠番号	118	8	3	0	0	1	1	0	0	0	0															131
番号有、廃紙印あるもの	9	4	2	0	0	1	1	0	0	0	0															17
免許番号、所有者名あるもの	118	40	20	7	6	1	2	3	2	5	1	2	46	44	1	1	3	6	1	1	1	2				313
小計	245	52	25	7	6	3	4	3	2	5	1	2	46	44	1	1	3	6	1	1	1	2				461
累計	297	322	329	335	338	342	345	347	352	353	355	401	445	446	447	450	456	457	458	459	461					

「免許漁業原簿」より作成。

北海道庁経済調査室図書室所蔵。

鰯免許漁業原簿 明治三五年～昭和二六年（1902～1951）

番号	免許年月日及 その後の推移	漁業権取得者の推移
留鰯定第五式号	明三五・七・一 大十一・七・一 二十ヶ年更新 昭十三・三・十九 抛業消滅 明三五・七・一	大二・四・一九 旧原簿ヨリ移ス 東京市芝区西久保巴町二九 園田 実徳 大六・二・二八 家督相続 東京市芝区西久保巴町二九 園田 清彦 大六・四・一六 無償譲渡 函館区大町三 合名会社 栖原商店 昭七・二・一二 出資 札幌市北一条西四丁目二 合同漁業株式会社 明四五・四・四 旧原簿ヨリ移ス 天塩国留萌郡三泊村一七 木下 定蔵 大四・八・二八 売買 東京市芝区西久保巴町二九 園田 実徳 大六・二・二八 家督相続 園田 清彦 大六・四・一八 無償譲渡 函館区大町三 合名会社 栖原商店 大六・四・一九 旧原簿ヨリ移ス 東京市芝区西久保巴町二九 園田 実徳 大六・二・二八 家督相続 東京市芝区西久保巴町二九 園田 清彦 大六・四・一八 無償譲渡 函館区大町三 合名会社 栖原商店
留鰯定第五七号	大六・九・八 漁業権抹消登録 申請ニ因抹消 明三五・七・一	
留鰯定第六九号	大十一・七・一 二十ヶ年更新 大十・十・二十 抛棄ニ因リ消滅	

(注) 北海道庁経済調査室図書室所蔵。

表中の欠番号および番号はあっても廃紙（例えば留鯨六号佐賀清太郎、留鯨第壱六七号園田実徳などとでてくる以下略）となっているものについては、その理由が不明である。この表でみる限り、留萌管内の鯨定置の免許権数は、明治三五年から始まって昭和七年で終っており、総数四六一権となる勘定であるが、欠番号、廃紙を除く、正規の免許を受け一定期間存続したものとしては三一三権ということになる。

まず漁業権の取得移動についての事例を留鯨定第五式号、第五七号、第六九号の場合をあげておこう。この記載のほか、賃貸借経営、抵当権設定などの項はあるが略する。

このような三一三権の免許漁業権のなかで、園田の権利から栖原の権利に復帰し得たものは、明治三五年免許第五二号～第二三九号の二二権、明治三六年免許第二四八号～第二五八号の五権、明治三七年免許第二九八号～第三一〇号の四権、大正四年免許第三四八号～第三五二号の四権、大正六年免許第三五四号～第三五五号の二権、合計三七権ということになる。

園田実徳～栖原商店へ譲渡される鯨免許の状況

免許年月日					免許年月日				
明治35 7・1	留鯨定 第52号	T 6.4.18 S 7.2.12出資	S 13.3.19 抛棄		明治35 236号	留鯨定 236号	T 6.4.18無讓	T 8.10.15 抛棄	
〃	57	T 4.8.28売買 木下一園田一栖原商店	T 6.4.18無讓 抹消登録	T 6.9.8	〃	237	〃	—	T 7.8.30 抛棄
〃	69	園田一栖原	—	T 10.10.20 抛棄	〃	239	〃	—	〃
〃	70	園田実徳一同清彦一栖原商店	—	T 10.10.20 抛棄	明治 36.4.4	248	〃	—	T 6.9.8 抹消登録
〃	109	園田実徳一同清彦一栖原商店 合同漁KK	—	S 7.2.12出資	〃	254	〃	—	T 7.8.30 抛棄
〃		T 4.6.11 岩田一林一園田実徳一 同清彦一栖原商店	—	T 10.10.20 抛棄	〃	255	〃	—	〃
〃	130	園田実徳一清彦一栖原商店 —	—	明治37 1.28	36.4.8	257	〃	—	〃
〃					〃	258	〃	—	〃
〃	162	園田実徳一清彦一栖原商店 —	—	明治37 1.28	T 8.10.15 抛棄	298	〃	—	T 10.10.20 抛棄
〃	173	園田実徳一清彦一栖原商店 —	—	明治37 1.28	T 6.9.8 抹消登録	300	〃	—	〃
〃	174	園田実徳一清彦一栖原商店 —	—	明治37 1.28	—	309	〃	—	T 6.9.8 抹消登録
〃	177	〃	—	明治37 1.28	—	310	〃	—	〃
〃	178	〃	—	明治37 1.28	T 8.10.15 抛棄	348	〃	—	T 7.8.30 抛棄
〃	179	〃	—	明治37 1.28	—	349	〃	—	〃
〃	180	〃	—	明治37 1.28	—	350	〃	—	T 6.9.8 抹消登録
〃	181	〃	—	明治37 1.28	—	352	〃	—	〃
〃	182	〃	—	明治37 1.28	—	354	〃	—	—
〃	190	—	S 7.2.12出資	S 9.1.10 抛棄	明治37 1.28	355	〃	—	T 7.8.30 抛棄
〃	228	園田実徳一清彦一栖原商店 —	—	明治37 1.28	T 6.9.8 抹消登録	355	〃	—	—
〃	229	〃	—	明治37 1.28	—	355	〃	—	—
〃	230	〃	—	明治37 1.28	—	355	〃	—	—

(注) 鯨免許漁業原簿より作成。表内のTは大正、Sは昭和を示す。

このほか明治三五年免許となった権利で園田から栖原に渡らぬまま、抹消もしくは廃紙となつたものに、第一四八号三泊村八島→大正三売買園田→大正四抹消、第一五六号園田→大正四抹消、第一六七号園田→廃紙、第一七〇号園田→大正四抹消、第一七一号園田→大正四抹消、第二三号園田→廃紙、第二三二号園田→廃紙、第二三三号園田→大正五抹消、第二三四号園田→

大正五抹消、第二三八号園田→大正四抹消の一〇権があった。これらの抹消、廃紙の理由は、明らかにされていない。明らかなものと考えられるのは、たとえば第二三三号、第二三四四号ぐらいで、両者とも、制限（条件）として「留萌港築港ノ為メ障害アルヲ以テ免許期間ヲ明治四十九年限リトス 明治四十三年十一月十五日」と附記している点で理由づけられる程度である。このことから抹消登録申請による権利消滅の場合はその多くが外部要因（「築港ノ為メ」という）で消滅に帰結したものと解してもよさそうである。ここで特筆すべき点は、園田への免許帰属の時点が明治三十九年次から大正六年次まで引続きおよんでいるということであり、この点、当園田が能動的に漁業經營をともかくも進めようとしたはからいがあったのであろうか。

さて次にうつろう。大正六年までの時点ではともかく園田一栖原の関係が、漁業免許のことであえずつきまとってきたわけであるが、大正七年以降になると一切この関係は見当らない。ここで始めて栖原が独立し、以前のように支配されるという関係が断ち切られたと考えてよい。

大正七年以降の栖原商店の鰯免許取得とその推移

免許年 月 日	番号		免許年 月 日	番号	
大正7. 10.3	363	栖原商店—T9.1.27抛棄	〃	419	S 9.5.24壳買 S 23.2.2 S 26
〃	364	〃 — 〃	〃	424	栖原商店—合同漁業KK — 出町 — 政令◎
〃	373	〃 — S 6.11.12抛棄	〃	425	〃 — 〃 — 〃 — 〃 — ◎
〃	374	〃 — 〃	〃	426	〃 — 〃 — 〃 — 温井 — ◎
〃	384	〃 — S 9.5.24壳買 S 23.2.2 S 26 合同漁業KK — 小沢反平 — 政令◎	大正8. 12.23	427	〃 — 〃 — 〃 — 〃 — ◎
〃	390	〃 — 〃 — 横浜 — 〃 ◎	〃	428	〃 — 〃 — 堺 — ◎
〃	392	〃 — 〃 — 横浜 — 〃 ◎	〃	430	〃 — T9.1.6無償譲渡 留萌漁業組合
〃	393	〃 — 〃 — 横浜外 — 〃 ◎	〃	431	〃 — T9.5.13無償譲渡 S 21.12. 19古野 — ◎
〃	394	〃 — 〃 — 秋田 — 〃 ◎	〃	432	〃 — T9.1.6 留萌漁業組合
〃	395	〃 — 〃 — 秋田 — 〃 ◎	〃	436	〃 — S 9.5.24壳買 — S 23.2.2
〃	398	〃 — 〃 — 小松 — 〃 ◎	〃	437	〃 — 合同漁業KK — 今井 — ◎
〃	400	〃 — 〃 — 小沢 — 〃 ◎	〃	438	〃 — T9.1.10無償譲渡 S 21.11. 15児玉 — ◎
〃	401	〃 — 〃 — 〃 — 〃 ◎	〃	439	〃 — 留萌町 — 15児玉 — ◎
大正8. 7.4	402	〃 — 〃 — S 11.2.19抛棄	大正9. 1.31	446	〃 — 〃 — S 23.2.2 佐藤 — ◎
〃	403	〃 — 〃 — 白鳥 — 〃 ◎	〃	448	〃 — S 9.5.24壳買 — S 23.2.2
〃	404	〃 — 木下 — 内堀 — 石垣 — 温 井 — 小沢 — 〃 ◎	大正11. 11.29	449	〃 — 合同漁業KK — 温井 — ◎
〃	410	〃 — S 9.5.24壳買 S 23.2.2 合同漁業KK — 高田 — 〃 ◎	〃	450	〃 — S 7.2.12出資 — S 24 合同漁業KK — 大友 — ◎
〃	411	〃 — 〃 — 〃 — 〃 ◎	〃	459	〃 — S 9.5.24壳買 — S 12.6. 合同漁業KK — 10 抛棄
〃	412	T9.1.15 S 9.5.24 木下定造 — 栖原商店 — 合同 — S 23.2.2 高田 — 〃 ◎ 昭和3. 11.26	〃	460	〃 — 〃 — 同上抛棄
〃	416	栖原商店 — S 9.5.24 合同漁業KK — 武田 — 〃 ◎ 昭和7. 3.8	〃	461	〃 — 〃 — S 23.2.6 報国水産KK — ◎

(注)「免許漁業原簿」より作成。S 26政令◎は、「漁業施行法第一条第二項及び昭二十六年政令第百四十八号の規定に基き漁業権の消滅を登録する」ことを示す。

大正七年、八年には前表にもみられる四六権、四四権という大量の漁業免許がなされ、このなかに、栖原の取得せる免許権が一三権、一九権と夫々みられる。いまのところ、この時期に大

鰯の漁獲高状況

範囲 年代		留萌	支庁管内	全道	範囲 年代		留萌	支庁管内	全道
明治	20年	50,502	118,404	627,562	大正	11年	20,785	125,093	638,874
	21	59,994	138,941	893,581		12	8,520	95,645	602,557
	22	49,072	147,683	820,569		13	28,550	140,444	735,856
	23	76,109	191,586	942,583		14	52,500	221,643	693,559
	24	79,109	182,667	1,054,232		昭和 1年	31,625	154,836	734,112
	25	50,382	144,013	781,596		2	21,936	163,127	764,367
	26	66,305	187,028	897,988		3	35,780	193,537	542,257
	27	63,125	184,276	1,041,892		4	22,278	93,065	393,306
	28	60,135	178,979	1,011,128		5	42,542	203,086	377,621
	29	32,370	121,706	1,024,220		6	26,665	153,422	543,660
	30	71,352	176,124	1,298,369		7	29,426	223,743	516,270
	31	28,535	101,974	920,006		8	52,958	237,599	679,072
	32	41,792	130,195	965,535		9	42,022	225,316	489,018
	33	60,186	146,995	950,600		10	1,244	123,837	291,135
	34	59,453	178,272	961,240		11	26	45,208	172,821
	35	74,272	192,992	930,410		12	16,573	67,937	111,344
	36	35,000	197,030	1,142,355		13	89	5,605	17,100
	37	25,000	163,297	828,839		14	12,533	64,392	135,083
	38	17,000	156,250	730,755		15	22,846	132,586	214,899
	39	18,000	126,000	616,962		16	9,964	86,013	224,015
	40	17,000	110,830	625,305		17	14,623	100,130	228,540
	41	12,000	151,909	664,383		18	30,484	166,797	399,004
	42	12,000	101,900	593,893		19	46,794	207,812	484,460
	43	3,330	53,465	631,615		20	45,025	183,019	446,600
	44	21,000	102,490	590,653		21	27,884	156,027	359,425
大正	1年	28,000	148,707	667,210		22	14,963	84,636	262,683
	2	34,025	189,076	1,032,427		23	不明	83,963	235,000
	3	18,250	157,557	975,167		24	17,566	109,362	237,408
	4	18,001	166,301	865,056		25	7,437	80,003	213,075
	5	18,502	151,702	840,172		26	28,907	93,576	224,117
	6	2,292	45,112	509,795		27	47,440	156,328	357,518
	7	12,800	111,220	611,734		28	40,831	166,082	310,106
	8	32,000	173,969	936,412		29	12,448	49,849	148,628
	9	29,846	182,346	974,779		30	317	15,217	36,314
	10	12,751	111,312	657,364					

(注)「留萌市史」301~302Pより。

量に免許設定がなされた背景にはなにがあったのか明らかでない。一つの課題でもある。また大正六年に栖原が権利復帰してからの経営はどのように運ばれたのか、これを定置する資料はそろえてはない。しかし、この時期における鰯漁獲高の趨勢は明治中期までの五萬石（一石生鰯二〇〇貫として表わしたもの）平均に比べ、大正中期以降はおしなべて低く、とくに大正六年（二、二九二石）、同十二年（八、五二〇石）は極度の不漁をもたらしている程で、決して

恵まれた時期ではなかった。そのことは、権利復帰した栖原にあっても、経営持続のなみなみならぬ苦労は絶えなかつたであろう。

ちなみに、この時期の栖原の経営を伺う資料として抵当権を設定せる事例をあげておこう。
 <留鯨定第七〇号>明治三五年七月一日免許。大正十年十月二十日拠棄ニ因リ本漁業権ノ消滅ヲ登録ス。大正十一年十一月二十八日印

大正九年四月二十八日受付第一一四号

青森県弘前市大字親方町十九番地

同県同市大字元長野二十八番地

<一番>

株式会社第五十九銀行

ノ為大正九年四月二十六日根抵当権設定契約ニヨリ債権金額拾萬万円 約定期限及利息支払時期手形割引契約期限ハ大正九年十二月三十一日迄トス但シ当事者合意ニテ之レヲ伸縮スルコトヲ得、手形割引料ハ六十日以内ノモノハ日歩二錢八厘六十日以上ノモノハ日歩三錢トス但シ手形期限百八十日以外（書替通算）ニ涉ル分ニ対シテハ日歩三厘二錢トスノ約ニテ留鯨定第四四六号、同三七三号、同三七四号、同三八四号、同三九〇号、同三九二号、同三九三号、同三九四号、同三九五号、同三九八号、同四〇〇号、同四〇一、同四〇二号、同四〇三号、同四一〇号、同四一一号、同四一二号、同四一六号、同四一九号、同四二四号、同四二五号、同四二六号、同二九八号、同三〇〇号、同一三〇号、同四二七号、同四二八号、同四三六号、同四三八号、同一九〇号、同五二号、同一〇九号、同六九号、苦鯨定第四六二号、同三九一号、同二一九号、同二二〇号、留鯨定第六号、同一号、同二号、同五号、同三号、留鯨定第一八号、同二〇号、同一九号、同一七号、同一六号、同一五号、苦鯨定第五号ト共ニ抵当権ノ設定ヲ登録ス

大正九年四月二十八日

<二番>

大正十年十月二十七日受付第三三七号

大正十年十月二十日解約承諾証ニヨリ順位第一番ノ抵当権ヲ抹消ス

大正十年十月二十七日

なお、栖原の鯨定置の免許権利に関して上記のほかに、大正七年鯨免許が他人にあったものを栖原が昭和六、七年時に取得した権利をあげると、第三七二号齊藤K. K. 一昭和六壳買栖原一昭和一一拠棄、第三七九号菅原一昭和七壳買栖原一昭和九壳買野沢一昭和二六政令、第三九六号吉田一昭和七壳買栖原一昭和九壳買野沢一昭和二六政令、第三九七号吉田一昭和七壳買栖原一昭和九壳買野沢一昭和二六政令の四権がある。

以上に表示した栖原の鯨漁業権の大半はやがて、鯨合同運動の機運が進むなかで合同に統合されていくことになる。合同漁業株式会社の成立事情や関係地域の推移については、後日に譲るとして、ここでは、北海道百科事典による今田光夫氏の解説を要約するにとどめたい。「…大正末期から来遊の範囲が次第に収縮し不振となる。当時のニシン漁業は海産商の仕込経営が多く、北海道拓殖銀行など金融機関は流れ込む漁業権の始末に困り、漁業金融そのものに危機が訪れる。1931年（昭和6）末、全道ニシン定置漁業権の半ばに近い813統が漁業権、土地、漁舎、漁道具のいつさいを現物出資して合同漁業を設立。資本金550万円、本社小樽市、初代

社長金子元三郎。合同の範囲は岩内から枝幸にまたがる広域にわたり、沿岸漁業の資本主義経営という異色企業として発足。1932年春、488統を建て込んだが、積丹以南の100統に漁なく、初年度でつまずき、1934年全株式を日産系日本食料工業に譲渡、次いで同系日本水産の直系子会社として再出発。同社はこれまでのリスク分散の着業方式を改めて好漁予想地域に着業集中の方式を採る。自ら大規模な漁海況予測調査を実施、着業統数を減じ冷凍船、トロール船を動員して鮮魚販売、漁夫団の移動による定置漁業の機動経営、掛けニシン製造による食用化など経営の刷新に努めたが、1938年に1万3,000石という記録的な凶漁年を迎える。以後、直営数を減じて漁場を賃貸し、不在地主的な存在となる。一方、……傍系北洋漁業、資本金500万円を設立して一大勢力となるが、統制期に日魯漁業に譲渡して手を引き、再びニシン漁業専業に戻る。第二次大戦後、……株式の日水専有が許されなくなり、1947年に解散。漁業権などの資産は関連企業、地元漁業者、社員などに分散売却して整理された」。

IV. 合同漁業株式会社成立以後の栖原の動向

合同漁業株式会社成立以後、栖原家は留萌・苫前方面の漁場経営から離れて、南千島択捉島の漁業に専念することになる。

もとより、栖原家の「択捉島に與せるは天保十二年十月八代茂信の時代にして、漁場の開拓、孵化場の設備等同島開発の大半は之を同家の功に帰するも未だ過当なりとせず。同家累代の事業よりして栖原は択捉島の栖原にあらず、又独り樺太、北海道の漁業家栖原にあらざるを知るべし。」「十一代茂隆は明治七年九月九日出生、三十九年家督を継ぐ。大正十二年択捉島水産会初代会長に推され、昭和六年逝去。当主忠雄は明治四十一年函館に生れ、昭和六年先考の長逝に遇い十一月十二代目を相続、合名会社栖原商店代表社員、栖原漁業株式会社取締役社長、択捉漁業株式会社取締役社長、北千島大同漁業株式会社取締役、株式会社角伝商店取締役、函館合同漁業株式会社取締役社長他内地数会社重役」を兼ねるに至っている。^(注1) この当時の南千島に關係する水産会社を示せば次のようである。

南千島では、漁獲物の殆んどが、なんらかの形で、必ず加工されるという。消費地から遠く離れ、交通が不便であり、鮮魚販売が不可能であるからだ。それだけではない同時にこれら水産加工品の販売市場での需要事情に由来することもあげられよう。ホタテ、タラ、ナマコなどの乾製品は中国・香港向けとしてその市場に見合う形で、カニは、明治末期に缶詰に製造され、ニューヨーク市場に壳込み成功してから軌道に乗り、択捉島におけるサケマス缶詰製造は、明治初期以来の国内市場の中心が塩蔵魚に支配されて伸び悩んだが、明治末期の露領サケマス漁業の飛躍的発展による塩魚の過剰生産により遂に市価の暴落を招くことによって、塩魚の対中国大陆輸出の拡大と缶詰生産に主力を注いで新たな市場開拓に努めたとされている。しかしこの缶詰（ピンクトいわれる）も、カムチャッカ産のレッドに圧倒されて、国外市場の開拓、進出も不振となる。第一次大戦を契機とする世界的なサケマス缶詰需要の増大により、ピンク缶詰はカニや紅鮭缶詰に伍して活発に輸出されるようになる。かくてエトロフ産のピンク缶詰は、フランス・南アフリカ・豪洲市場で確立した地盤を築き、北洋レッドの対英輸出につぐ重要な地位を占めるようになったのである。

択捉漁業株式会社の成立について――

南千島での株式会社組織による漁業経営には、鮭鱈、鯨、目抜魚漁業等の各種があるほか鮭鱈、蟹、貝類等の缶詰会社工場も併存する、多くの函館在住者による中小漁業者に支えられた

企業形態が支配的である。函館在住者によるエトロフ島の鮭鱈漁業会社は、昭和十七年、国策によって、一株式会社に合同せしめられたのであるが、それは地方的漁業会社としては最大規模の会社であり、缶詰合同株式会社と並んで、完全にこの地方の主要漁業を掌握したものである。会社設立までの経緯については、「エトロフ島漁業合同準備委員会議録」及び、「エトロフ島鮭鱈定置特別其他漁業合同に関する契約書」（この両者は道庁主導による合同への基準手続方式を示したもの）に導かれて成立するに至った。

会社は、資本金七〇〇万円。その株主数は八八株主、その構成は函館在住のエトロフ島鮭鱈漁業経営者が中核主体、その他道内中小漁業者、海産問屋、中小会社、地方自治体等からなる。一〇〇〇株以上の大株主には、栖原漁業株式会社（函館）の二六〇〇株を筆頭に北海道漁業株式会社二〇〇〇株等、二〇の個人及び会社企業が名を列ねている。かれらはその所有する資金、漁業権等を投資することで株主になったのである。

昭和一七年設立当初、この会社は、エトロフ島五地区の漁場五二ヶ所に、鮭鱈定置網四二ヶ統、及び五缶詰工場を経営し、その従業員数は、一三四八名を数えた。終戦時における経営規模もほぼこれと同程度のものであった。雇用漁夫一三五〇名は、一部島内在住漁業者からの雇用を除けば、そのほとんどが、道南ないしは東北地方出身の季節出稼漁夫で占められている。

会社の昭和一九年度（第三年度）における営業報告の概況を示せば次のとおりである。
(注2)

エトロフ漁業株式会社第三期（昭和十九年度）営業概況

大東亜戦争は最も苛烈なる決戦の段階に遭遇し、水産食料品に限らず、凡ゆる食糧の生産部面は、深刻なる悪条件下に悩みつゝある時、択捉島における当社本年度事業は、関係官庁の多大なる御援助と従業員の創意工夫等により、以上的一切を克服し、予定の出漁を為し得、又他面在島漁業者にも、前年度同様漁業権一九七ヶ統を貸付経営せしめ、相協力して、増産に邁進せり。然るに、択捉島漁業の大宗たる鱈は、同島周辺に於ける潮流の変調に因り、其の回游を妨げられ、終に、同島漁業誌上曾て無き凶漁に、終ったるのみならず、又鮭鮓に於ても、回游頗る薄く、漁獲不振に終りたるは、戦時下国民保健上不可欠の蛋白質食糧たる魚介類増産の要特に切なるものあるとき、寔に、遺憾とするところなり。

一方製造工場に於ける鱈缶詰は原料不足の為、製造中止の止むなきに至りたるを以て、軍部よりの要望もあり臨機の処置として、鯨缶詰の製造に着手し、相当の成績を納むるを得たり。尙前年来時局の要請に即応し、開始せる加里塩類の製造は前年の一工場に更に、一工場の増設をなし、増産を期したるも原藻の採取期に於て、労力の公用供出等に依り、原料蒐集意の如くならず、之に加ふるに、悪天候に禍ひせられ終に、予定の生産量に達せしめ得ざりしは、是又甚だ遺憾とするところなり。今や戦局愈々重大危急を告げるの秋、吾等は、只皇國護持の為、職域に真摯敢闘一層強力なる施策の下、増産の実を挙げ以て、國家の要請に応えんことを、確く誓ふものなり。（昭和二〇年）
(注3)

ちなみに、この会社の累年の損益計算書をみると、設立当初の第一期（昭和一七年度）は、三二万四千円の赤字、第二期は八〇万円余の益金、第三期は、一一二万円の赤字、第四期は八七万二千円の黒字となって終っている。
(注4)

（注1）択捉島水産会編『択捉島漁業誌』（昭和12年発行）

（注2）南方同盟援護会『北方地域資源調査書』（昭和三十六年）

（注3,4）『エトロフ漁業株式会社第三期営業報告書』、『第四期営業報告書』より

むすびにかえて

『ここに郷土あり』という冊子がある。この本を書かれた人は、留萌市に永く住んでおられ
(注1)

南千島に關係す

会社の名称	設立年月日	資本金	資本系統	千島に於る主たる事業種類
海洋水産株式会社	登記未済	未定円	日魯漁業株	目抜魚漁業
蟹缶詰合同株	昭和13年8月31日	7,300,000		蟹漁業及缶詰業
豊洋漁業株	昭和13年1月31日	100,000	日本産業株	目抜魚漁業
日本水産株	昭和12年6月5日	93,000,000	日本産業株	捕鯨業及缶詰業
合名会社三成商会	昭和14年12月15日	30,000	大成商事株	藤子漁業
藤野缶詰所株	昭和4年2月26日	600,000		帆立貝漁業及缶詰業
千島開発株	昭和15年5月25日	200,000		漁業及び鉱業
東沢捉漁業株	昭和11年2月6日	500,000		鮭鱈蟹業及缶詰業
合資会社角伝商店	昭和6年2月6日	350,000		鮭鱈鮪漁業
栖原漁業株	昭和6年10月15日	850,000		鮭鱈漁業及缶詰業
沢捉水産株	昭和2年5月9日	600,000	林兼商店株	鮭鱈漁業及缶詰業
鎌重漁業合資会社	昭和7年12月5日	80,000		鮭鱈漁業
合資会社イ印商会	大正15年3月15日	250,000		鮭鱈漁業
東邦水産株	昭和3年12月22日	1,000,000		鮭鱈鮪漁業及缶詰業
田端漁業合資会社	大正15年	100,000		鮭鱈漁業
興北産業合名会社	昭和13年6月	100,000		蟹漁業及缶詰業
遠洋捕鯨株	昭和5年8月28日	300,000	林兼商店株	捕鯨業
極洋捕鯨株	昭和12年9月3日	2,000,000		捕鯨業
北海捕獣株	昭和13年6月8日	50,000	北海道酪農組合連合会	海獣漁業

る栄井直蔵氏である。氏は市吏員として在職中、昭和三二年ごろから留萌郷土史の研究をはじめて日を重ね、遂に四五年にまとめを終えて出版されたものです。このなかに、「栖原漁業と三井物産」なる一項目がある。さしあたって目立つところを抜き書きしてみよう。

「栖原漁業といえば留萌市史上漁業史に最高のスペースを与えるほどの重鎮であり、たんに留萌のみならず全道漁業史に君臨する存在であることは誰も知る。それほどの栖原漁業が、三十三年間の長いあいだ資本上の実権を三井物産ににぎられて自身は禁治産者的状態に苦吟していた事実は、あまり知られていないのであるまいか……。

天明六年ころから昭和九年合同漁業株式会社へニシン漁業権のすべてを売却処分するまでじつに百五十年、えぞ地から北海道への一世紀半、高名をひびかせた栖原漁業に三井物産がタッチした期間は明治十八年から大正六年ころまでの約三十三年間である。明治十八年は十代栖原角兵エ（寧幹）の時代で、十一代茂隆、十二代忠雄と栖原は末期に衰運をたどっていったものである。財政破たんの原因としてつぎのことがあげられる。

一、明治維新以降の場所請負制度の廃止

二、明治八年、千島権太交換条約による権太漁業の喪失（東西海岸百五十里のあいだに五十八カ統の漁場をもち、使用者二千人、ロシアの没収による損失は百二十万円といわれている。日本政府は一万八千円より補償しなかった）

る水産会社（昭 14）

本店所在地・事業地	代表社員の住所氏名	最近に於ける会社決算
色丹島(函館市)	未 定	140,000円損(昭和15年)
色丹島、国後島(根室)	根室町 稲垣 竜	62,702円損(昭和14年)
色丹島、択捉島(函館)	東京市 谷岡 亀之助	17,597円損(昭和15年)
色丹島、択捉島(東京市)	東京市 田村 啓三	6,700,000円損(昭和15年)
国後島(根室)	根室町 伊香 栄太郎	決算未済
国後島(東京市)	東京市 藤野 辰次郎	62,459円損(昭和14年)
択捉島(根室)	根室町 和泉 勝平	決算未済
択捉島(函館)	函館市 谷 茂 平	13,709円益(昭和14年)
択捉島(函館)	函館市 貫 伝三郎	37,672円益(昭和14年)
択捉島(函館)	函館市 栖原 忠雄	85,087円益(昭和14年)
択捉島、幌延島(函館)	函館市 黒田 藤五郎	325,180円益(昭和14年)
択捉島(函館)	函館市 鎌田 嘉兵衛	38,500円益(昭和14年)
択捉島(函館)	函館市 鳥海 武夫	24,213円益(昭和14年)
択捉島、北千島(函館)	函館市 坂本 作平	348,056円益(昭和14年)
択捉島、北千島(函館)	函館市 田端 一郎	31,622円益(昭和14年)
択捉島(根室町)	根室町 安藤 石典	33,692円益(昭和14年)
択捉島(東京市)	東京市 後藤 喜三郎	—
択捉島(東京市)	東京市 山地土 佐太郎	—
択捉島(札幌市)	空知郡 吉田 定次郎	10,000円損(昭和14年)

昭16. 千島調査書(千島調査所)による。

三. 明治十二年、松前支店（本店は紀州和歌山県有田郡栖原村百四十二番地。歴代当主はここにいてたまに来道する程度）の総代理人（総理代人ならん……筆者）栖原小右エ門の十万円の不都合と明治三十二年（二十三年ならん…筆者）の代務者北村駒三郎（角兵エの妻の弟）の十三万円の不都合

であるから栖原大漁業の衰運は凶漁によるものではなく、一は外部原因で不可効力的なものであり、二は内部原因でこれは人事管理と職制のルーズからきた当主の放任主義の不手ぎわからといえる。田中論文は……つぎのような方法論をたてている。

▷一期……明治十八年の両者契約開始から明治二十四年（私注……坂内深七翁はこのとしの六月、二十五才で和歌山栖原家に採用された）の契約全面更新まで

▷二期……明治二十四年から明治二十七年の漁業経営の三井物産移管まで（私注……形は栖原であった）

▷三期……明治二十八年の三井物産による直営以降、（私注……三井文庫は三十六年まで、田中論文はあとをつづけている……。三十七年から十三年後の大正六年になって栖原の三井物産に対する負債は大体精算された大正六年栖原合名会社設立、昭和八年栖原漁業株式会社に改組、エトロフ島のサケ・マス漁場と缶詰工場を経営、昭和九年にニシン漁業権を合同漁業株式会社に売却して天塩方面の漁業経営は完全に消滅した。天

明以来百五十年)

一、二、三期にわたる三井物産の栖原に対するいわゆる再建債と経営管理の契約内容は広範複雑で……ここでは省略、要するに長期返済の再建債と漁獲物販売代行と経営発言権の移行であり、明治十九年には栖原はすすんで天塩國の所有場所の大半を抵当に提供した。留萌郡テントカリ、鬼鹿海産干場四カ所六千六百坪、テントカリ、礼受、三泊村海産干場、宅地、耕地あわせて三万四千坪が抵当に供せられたが、表面上一般は知らなかつた。明治二十七年までに栖原の債務は五十八万円に達した。二十八年には栖原家従来の使用人は一応全部解雇すること、経営担当者は三井物産から出すことなど差入証に規定された。

坂内随想は「余が入店当時、事務改革の意味をもって漸次冗員淘汰のことありて、新参者われわれは真先に淘汰さるべき運命を決心せり。しかるに慈愛厚き十代角兵衛氏、余の不敏をかえりみず表面は解雇として内々は毎月の給与あり、かつ云わるるにしばらく時機の至るまで忍耐せよと。云々句々慈愛の言はいまなお（私注……昭和十七年、七十七才のとき）耳底に存せり。いかなる鈍の者といえどもあに感奮せざる者あらんや。沈思默考するにかくの如くわが不敏を捨てずして恩恵また厚し。これ即ち古人のいわく人のおのれを知る士のために死すとはこのことなりと深く脳裡に感激したるはその時にして、自今波瀾あり曲折ありといえども、一意専心栖原家のためにならざ一身ぎせいになるべしとの決意をおこせしはこの時なり」。

翁のこの感慨は読む者の胸にせまるものがある。

三井物産に管理された三期末の明治四十年、栖原商店は園田実徳と共同經營をして園田商会とした時があるが、園田との関係のいきさつについてはいまわたしに確たる資料がないのでこの考証は後日にゆづる……

栖原漁業と三井物産のこのような財政上経営上の重大関係が留萌現地にどのような影響を与えたかは市史考証上興味ある一テーマである。結論としてわたしは当地漁業発展上実質的な影響は与えなかったと解釈したい。この二者間の問題はもっぱら二者の内部問題であった。それが表面に作用して漁業の衰退を招くようなことはなかったからである。それはそのはず事業がこのような関係になると企業努力が二倍になるからである。……

田中論文の一期にはすでに市街計画がはじめられ二十四年には栖原は一万五千坪、五十嵐は一万三千坪の土地をこの計画のために寄付したのである。ニシンは大手が栖原であろうが三井物産であろうが豊漁がつづき、築港請願は全町に盛上がり留萌はつぼみ時代を開花期へと着実に前進していたのである。

ただ最後に考えをめぐらしてみたいことは、栖原家の自主力の後退が留萌の村町政により多く寄与すべきはずの意志力の発揚にブレーキをかけることになったのではあるまいかという点である。栖原も三井も留萌人ではない。しかし栖原は北海道の漁業一筋に生きたひとりであり、留萌にも密着していた。三井は日本の多角的事業家であり商業家であった。栖原の自主性がつづいていたら栖原の留萌への私財提供はより多く期待できたのではあるまいか……と考えてみるのである。（昭和四十年九月）」。

かれ栄井氏は永く郷土に住みなれている一人として、栖原漁業と三井物産の両者へするどい観察の眼を向けている。差入証にみられる栖原家従来使用人の全員解雇の規定に立つ三井物産に対して、当時栖原家に採用された坂内随想のなかにみる十代角兵衛の慈愛の言は、いまもなお耳底に存するほどの感激としてうけとめられ、そのような人間関係は、地域にとっても同様に、栖原は北海道の漁業一筋に生きたひとりであり、留萌にも密着しており、その自主性がある限り私財提供はより多く期待できるものとして考えられたようだ。

以上で、栖原角兵衛の業績経過をひとまず終えたいと思う。文中若干の関係資料を折り込んだものの、本格的な資料の蒐集・整理・分析の段階にまで立ち至っておらず、しかも限られた

時間で仕上げねばならないということも手伝って、不手際なものにならざるえなかつたことをおわび申し上げたい。

作業過程を通して感じたものは、前段の飛驒屋久兵衛と栖原角兵衛との交渉が相互にもちつもたれつの間柄から結局は飛驒屋に代って栖原が蝦夷地に経済基盤を築く結果となるが、その背景には、藩主への「御借上金」による融資が有力な要素となっているかのごとくうけとめられるがあらためて見直してみることの必要と、明治三十五年からの漁業の免許にかかる権利者の動向分析を心がけるようにしたが、実際には充分果しえなかつたという「まずさ」のあつた点で、今後の「漁業免許原簿」の活用の仕方の事前研究の必要なことの二点に求められる。

私自身にとって、今回の作業を通してみて今後に向けての課題として取り組みたい点は、初代角兵衛の房州近海における漁業操業の状況調査を深めること、明治一八年の小右衛門解傭までの諸事情の究明、園田商会の実態を明確化すること等があげられる。

(注1) 栄井直蔵著『ここに郷土あり』白鳴印刷KK(昭和45)

(注2) 北海学園大学経済学会発行『経済論集第8号』(昭和34.11)に、「田中修、場所請負制度の解体と三井物産——栖原家の場合を中心として——」の論文あり